

平成 30 年度 退職金等に関する実態調査報告書

平成 30 (2018) 年 9 月



公益財団法人
私立大学退職金財団

目 次

平成 30 年度退職金等に関する実態調査の報告について	1
調査の概要	2
調査結果における用語及び表示・区分	3
調査結果	5
Q 1 教職員の当財団への登録状況	6
Q 2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合	7
Q 3 定年年齢	10
Q 4 (1) 定年退職後の継続雇用制度	16
(2) 継続雇用制度適用者に対する退職金	19
Q 5 退職金の支給対象となるために必要な在職期間	20
Q 6 退職金の算定方法	22
Q 7 退職金の算定基礎額	24
Q 8 退職金の支給率の基準	26
Q 9 (1) 退職金の支給対象となっていない教職員の割合 (5 年間の平均) ...	28
(2) 退職金の支給対象となっていない教職員の雇用形態	29
(3) 退職金の支給対象とならない教職員の人数の変化	30
Q 10 (1) 教員の任期制の導入状況・(3) 任期制の導入の予定又は検討状況 ...	32
(2) 任期制の具体的な内容	34
Q 11 (1) 教員の年俸制の導入状況・(4) 年俸制の導入の予定又は検討状況 ...	44
(2) 年俸制適用者の有無	46
(3) 年俸制の適用となる要件等	48
(参考) 平成 30 年度 退職金等に関する実態調査票	49

平成 30 年度退職金等に関する実態調査の報告について

本調査は、当財団の定款第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査研究として、全ての維持会員を対象に実施しました。

平成 16 年度から毎年度実施し、今年度で 15 年目となりましたが、例年と同じく全ての維持会員（597 会員）からご回答をいただきました。私立大学等における退職金制度等の実態や動向を把握する上での貴重な情報となりました。

維持会員の皆様には、ご多忙の中調査にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度の調査では、維持会員の退職金制度に関する基本項目のほかに、近年特に国立大学法人等を中心に導入が進んでいる教員の任期制及び年俸制の導入状況についてお伺いしました。また、大学等において様々な職種や雇用形態が見られることから、本調査では初めて、退職金の支給対象となっていない教職員の状況についてお伺いしました。

調査結果の集計に当たっては、教員と職員に区分するとともに、質問項目、内容により大学法人と短大法人等に区分しています。大学法人については、医学部又は歯学部を設置している法人と、それ以外の法人とに区分しています。

また、一部の質問事項については、入学定員規模別に示しています。さらに、5 年前の平成 25 年度又は 10 年前の平成 20 年度の調査結果を表示し、比較いただけるようにしています。

維持会員をはじめ、学校法人等の関係者の皆様には、本報告書をご参考、ご活用いただければ幸いです。

平成 30（2018）年 9 月

調査の概要

○ 調査目的

学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するための調査及び研究並びに退職資金交付事業の改善・充実（定款第4条第1項第2号に定める調査研究）

○ 調査要領

【 調 査 対 象 】	私立大学退職金財団の維持会員である学校法人
【 調 査 対 象 数 】	597 会員（全維持会員）
【 調 査 期 間 】	平成30年6月1日～7月6日
【 調 査 項 目 】	49 ページ参照
【 調 査 方 法 】	インターネット（一部郵送）
【 回 答 率 】	100%
【 集 計 単 位 】	維持会員数（ただし、Q1のグラフ及び表は教職員数）

調査結果における用語及び表示・区分

○ 用語について

- (1) 「維持会員」とは、私立学校法で定める大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人で、当財団に加入している学校法人を指す。本文中、グラフ及び表では「会員」と表記する。
- (2) 「大学法人」とは、調査回答において「大学、大学院大学を設置している」とした学校法人とする。その中で、医学部及び歯学部を設置していない大学法人を「大学法人（医歯を除く）」と表記し、医学部又は歯学部を設置している大学法人を「大学法人（医歯）」と表記する。
また、「短大法人等」とは、調査回答において「短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学を設置していない）」とした学校法人とする。
- (3) 「教員」、「職員」とは、学校法人が大学、短期大学、高等専門学校、法人本部等に所属する教員又は職員として任用している者を指す。また「教職員」とは、教員と職員の双方を指す。
- (4) 「退職金」とは、退職金支給規程等に基づき、教職員の退職時に一括して支払う退職一時金（金銭）を指す。
- (5) 「退職給与引当金」（Q2）とは、学校法人の教職員への退職金支給に必要となる債務に対して、会計基準に従って貸借対照表の負債の部に計上した引当金（勘定科目）を指す。
- (6) 「退職給与引当特定資産」（Q2）とは、維持会員の平成29年度決算における貸借対照表に記載されている退職給与引当金に対応した退職給与引当特定資産（退職給与引当特定預金又はそれに該当する科目等で退職金支給に限定されている資産全体）を指す。
- (7) 「ポイント制」（Q6）とは、業績・成果・貢献度・勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間ごとに付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に1点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金額とする制度を指す。
- (8) 「年俸制」とは、教職員に対する給与の全部又は一部を、当該教職員の業務の実績や成果、勤務成績等の評価に基づき、年単位に設定する制度を指す。

○ 表示・区分について

- (1) 表及びグラフ中の構成割合（パーセント）は、小数第2位を四捨五入しており、その合計は必ずしも100%になるとは限らない。また、「100%」と「0%」は、小数点以下を表記していない。
- (2) グラフ中の数値は、原則として、その中で回答割合の多いもののみを表記している。

(3) 表のうち、過去の調査結果の部分は、黒単色で表示している。

(4) 維持会員の規模区分（入学定員数）については、維持会員基本事項において回答いただいた入学定員数により、次のとおり区分している。

なお、学生募集を停止している会員は、その他に区分し、入学定員規模別の集計には含んでいない。

入学定員数	大学法人	短大法人等	合計
100人未満	17	13	30
(100人以上) 200人未満	36	33	69
(200人以上) 300人未満	59	25	84
(300人以上) 400人未満	72	15	87
(400人以上) 500人未満	42	10	52
(500人以上) 600人未満	42	1	43
(600人以上) 800人未満	58	/	58
(800人以上) 1,000人未満	30		30
(1,000人以上) 1,500人未満	50		50
(1,500人以上) 3,000人未満	58		58
3,000人以上	35		35
その他	0	1	1
合計	499	98	597

(5) 「Q3 定年年齢」において集計している地域区分（15頁）については、「平成29年度文部科学省所轄学校法人一覧（（株）地域科学研究会高等教育情報センター発行）」の法人所在地により、次のとおり区分している。

地域区分	該当都道府県	会員数
北海道	北海道	26
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	33
北関東	茨城 栃木 群馬	15
南関東	埼玉 千葉 神奈川	56
東京	東京	145
甲信越	新潟 山梨 長野	23
北陸	富山 石川 福井	10
東海	岐阜 静岡 愛知 三重	63
京都・大阪	京都 大阪	75
近畿	滋賀 兵庫 奈良 和歌山	46
中国	鳥取 島根 岡山 広島 山口	33
四国	徳島 香川 愛媛 高知	12
九州・沖縄	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	60

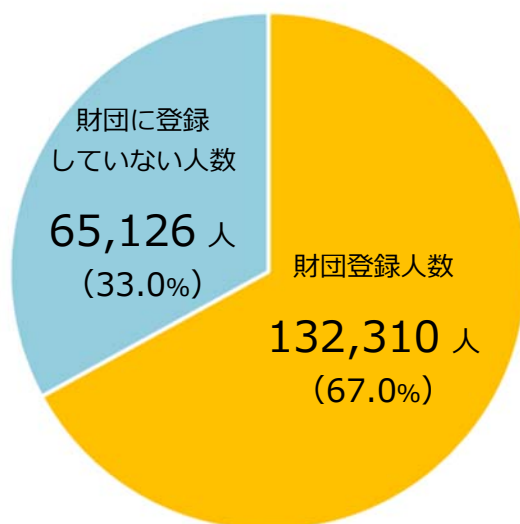
平成 30 年度退職金等に関する実態調査

調 査 結 果

Q1 教職員の当財団への登録状況

維持会員である学校法人に勤務する教職員のうち、各学校法人の退職金支給規程等に基づいて退職金を支給する大学、短期大学、高等専門学校、法人本部等に所属する教職員の人数（高校以下に所属している者を除き、休職者を含む。）は、平成30年5月1日現在197,436人で、そのうち当財団に登録している教職員数は132,310人（登録割合67.0%）だった。いずれの人数も昨年度より減少したが、登録割合は昨年度とほぼ同率だった（0.1ポイント上昇）。

グラフ Q1 教職員の当財団への登録状況（教職員の人数）



維持会員が退職金支給の対象とする教職員数 197,436人

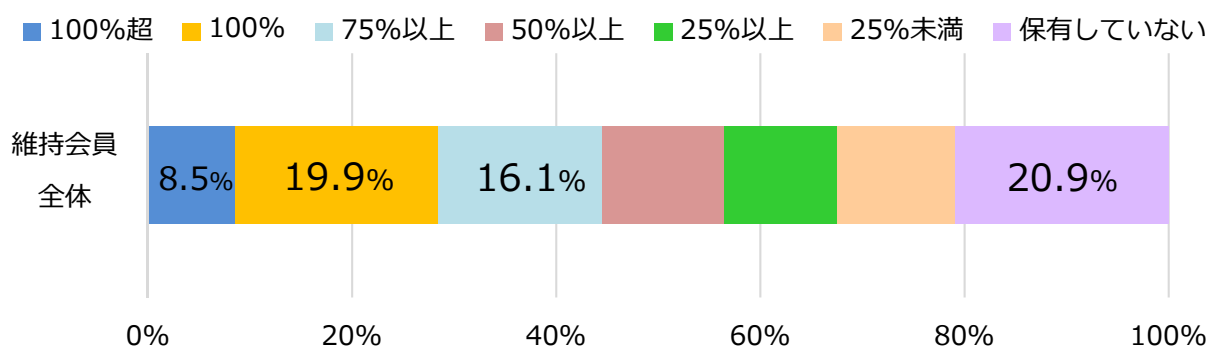
表 Q1 教職員の当財団への登録状況

区分		教 員		職 員		教職員合計	
		人 数	登録割合	人 数	登録割合	人 数	登録割合
大学法人 (医歯を除く)	退職金支給対象者数	58,851	94.3%	38,081	94.0%	96,932	94.2%
	財団登録者数	55,524		35,804		91,328	
大学法人 (医歯)	退職金支給対象者数	28,918	71.9%	68,261	25.0%	97,179	39.0%
	財団登録者数	20,792		17,081		37,873	
短大法人等	退職金支給対象者数	1,851	95.7%	1,474	90.8%	3,325	93.5%
	財団登録者数	1,771		1,338		3,109	
合 計	退職金支給対象者数	89,620	87.1%	107,816	50.3%	197,436	67.0%
	財団登録者数	78,087		54,223		132,310	

Q2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合

平成 29 年度決算における退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合は、100%以上保有している会員は 170 会員（28.5%）で、昨年度より 14 会員増加した。また、保有していない会員は、125 会員（20.9%）で、昨年度より 7 会員減少した。入学定員規模が 300 人未満の会員では、約 5 割が 25%未満で、3 割以上が保有していないとの回答だった。

グラフ Q2-1 退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）



グラフ Q2-2 学校法人種別ごとの退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）

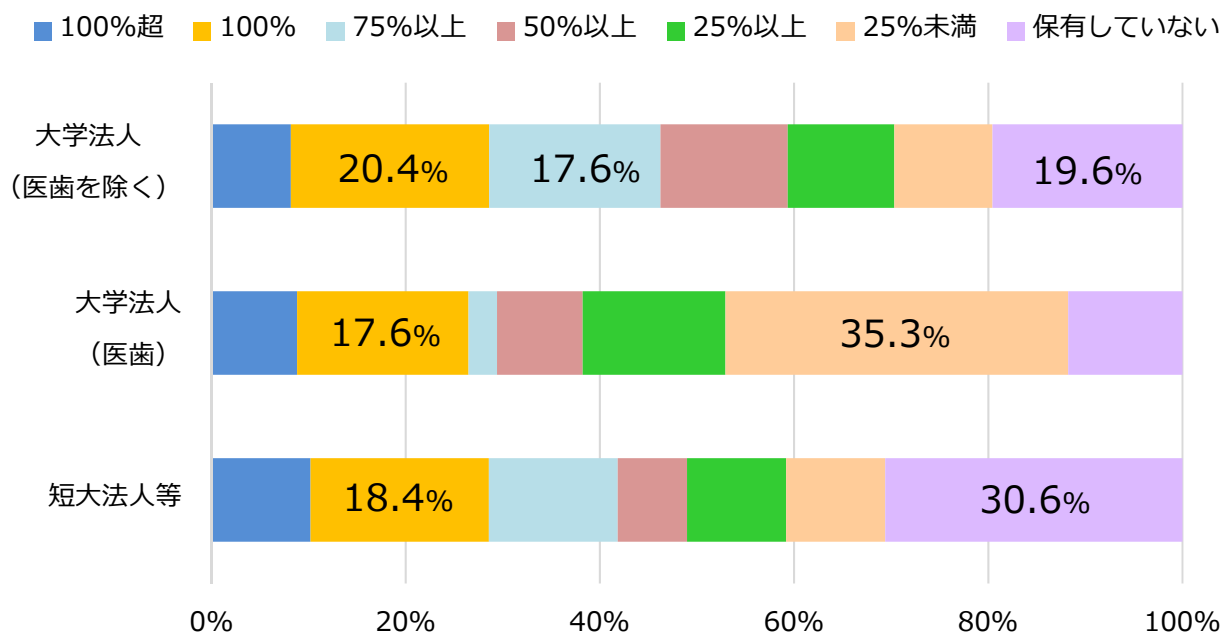


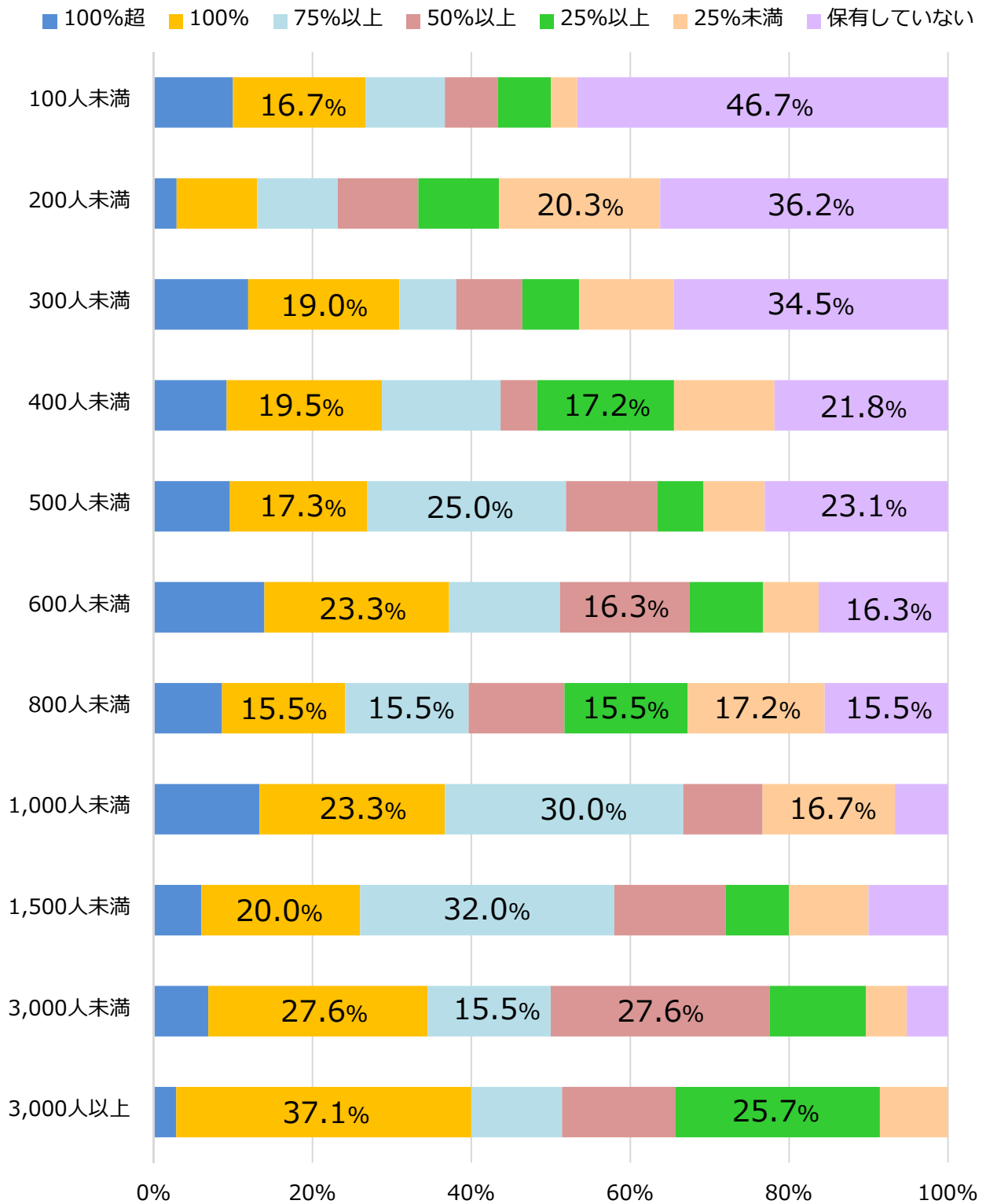
表 Q2 退職給与引当特定資産の保有割合

平成30年度				
保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	38 (8.2%)	3 (8.8%)	10 (10.2%)	51 (8.5%)
100%	95 (20.4%)	6 (17.6%)	18 (18.4%)	119 (19.9%)
75%以上	82 (17.6%)	1 (2.9%)	13 (13.3%)	96 (16.1%)
50%以上	61 (13.1%)	3 (8.8%)	7 (7.1%)	71 (11.9%)
25%以上	51 (11.0%)	5 (14.7%)	10 (10.2%)	66 (11.1%)
25%未満	47 (10.1%)	12 (35.3%)	10 (10.2%)	69 (11.6%)
保有していない	91 (19.6%)	4 (11.8%)	30 (30.6%)	125 (20.9%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

(参考) 平成 25 年度調査結果

保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	26 (5.6%)	0 (0%)	4 (3.7%)	30 (5.0%)
100%	121 (26.1%)	9 (29.0%)	31 (29.0%)	161 (26.8%)
75%以上	76 (16.4%)	2 (6.5%)	11 (10.3%)	89 (14.8%)
50%以上	66 (14.3%)	2 (6.5%)	3 (2.8%)	71 (11.8%)
25%以上	48 (10.4%)	6 (19.4%)	9 (8.4%)	63 (10.5%)
25%未満	33 (7.1%)	8 (25.8%)	10 (9.3%)	51 (8.5%)
保有していない	93 (20.1%)	4 (12.9%)	39 (36.4%)	136 (22.6%)
合 計	463 (100%)	31 (100%)	107 (100%)	601 (100%)

グラフ Q2-3 入学定員規模別の退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）



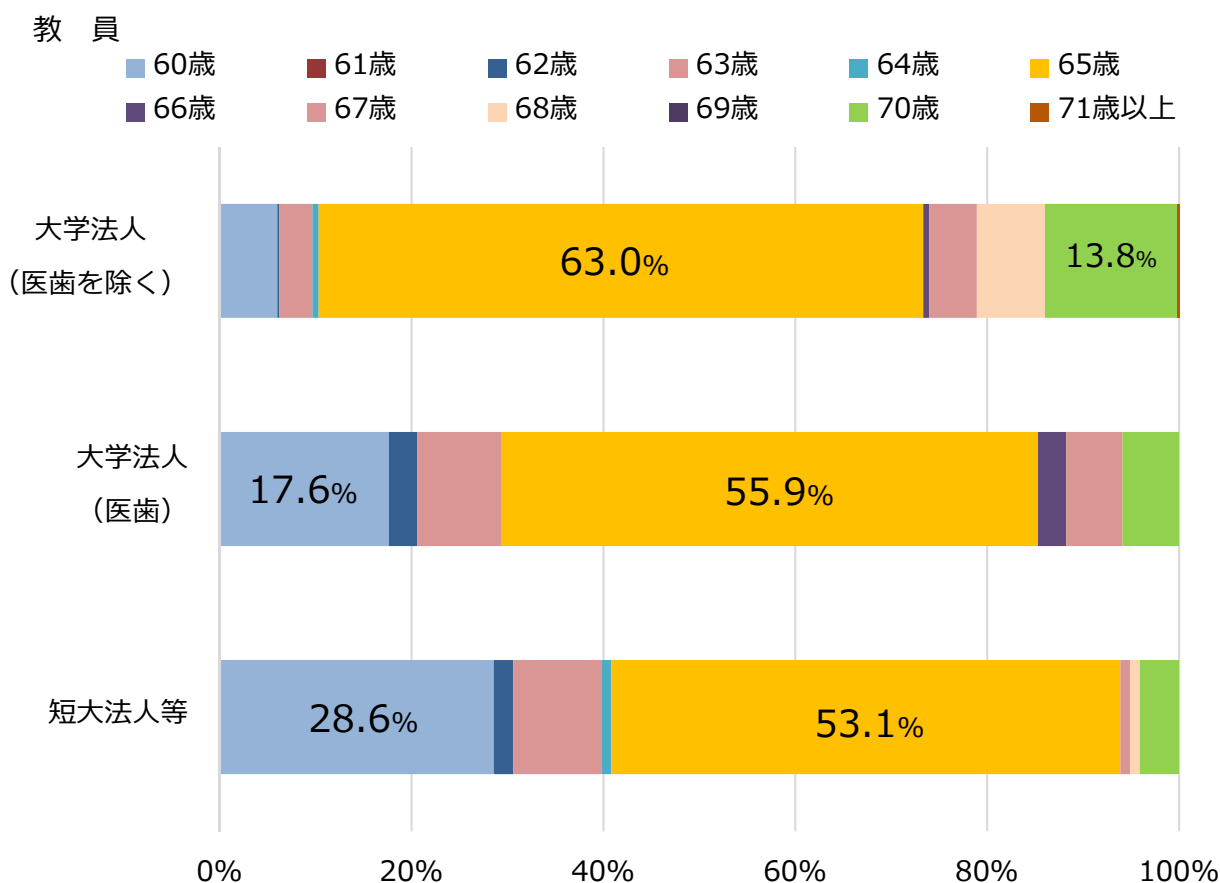
Q3 定年年齢

教職員の定年年齢は、維持会員全体で見ると、教員では「65歳」が最も多く364会員（61.0%）で、昨年度より10会員増加した。次いで多いのが「70歳」の70会員（11.7%）で、昨年度より9会員減少した。職員では「60歳」が最も多く289会員（48.4%）、次いで多いのが「65歳」で220会員（36.9%）だった。また、職員では、61.6%の会員が64歳以下だった。

5年前と比較すると、職員はほとんど変化がないが、教員では「70歳」が減少し、「65歳」が増加している。

入学定員規模別で見ると、教職員ともに規模が大きくなるにつれて定年年齢が高い会員の割合が多くなる傾向にあった。

グラフ Q3-1 定年年齢（会員数の割合）



前ページからの続き

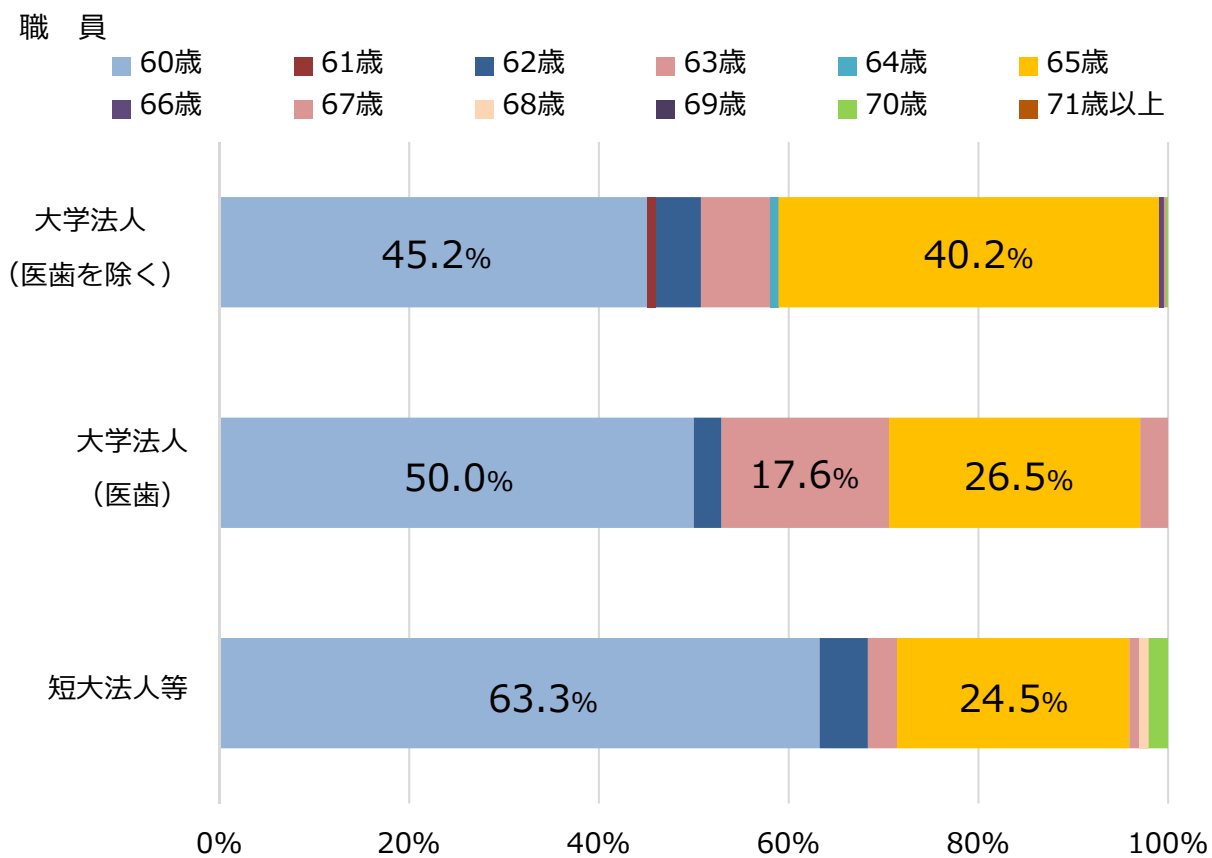


表 Q3 定年年齢

教 員

定年年齢	平成30年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	28 (6.0%)	6 (17.6%)	28 (28.6%)	62 (10.4%)
61歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
62歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	2 (2.0%)	4 (0.7%)
63歳	16 (3.4%)	3 (8.8%)	9 (9.2%)	28 (4.7%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	1 (1.0%)	4 (0.7%)
65歳	293 (63.0%)	19 (55.9%)	52 (53.1%)	364 (61.0%)
66歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	0 (0%)	4 (0.7%)
67歳	23 (4.9%)	2 (5.9%)	1 (1.0%)	26 (4.4%)
68歳	33 (7.1%)	0 (0%)	1 (1.0%)	34 (5.7%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	64 (13.8%)	2 (5.9%)	4 (4.1%)	70 (11.7%)
71歳以上	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
定年を設けていない	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

職 員

定年年齢	平成30年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	210 (45.2%)	17 (50.0%)	62 (63.3%)	289 (48.4%)
61歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
62歳	22 (4.7%)	1 (2.9%)	5 (5.1%)	28 (4.7%)
63歳	34 (7.3%)	6 (17.6%)	3 (3.1%)	43 (7.2%)
64歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
65歳	187 (40.2%)	9 (26.5%)	24 (24.5%)	220 (36.9%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	1 (1.0%)	3 (0.5%)
68歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.0%)	1 (0.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	1 (0.2%)	0 (0%)	2 (2.0%)	3 (0.5%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
定年を設けていない	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

(参考) 平成 25 年度調査結果

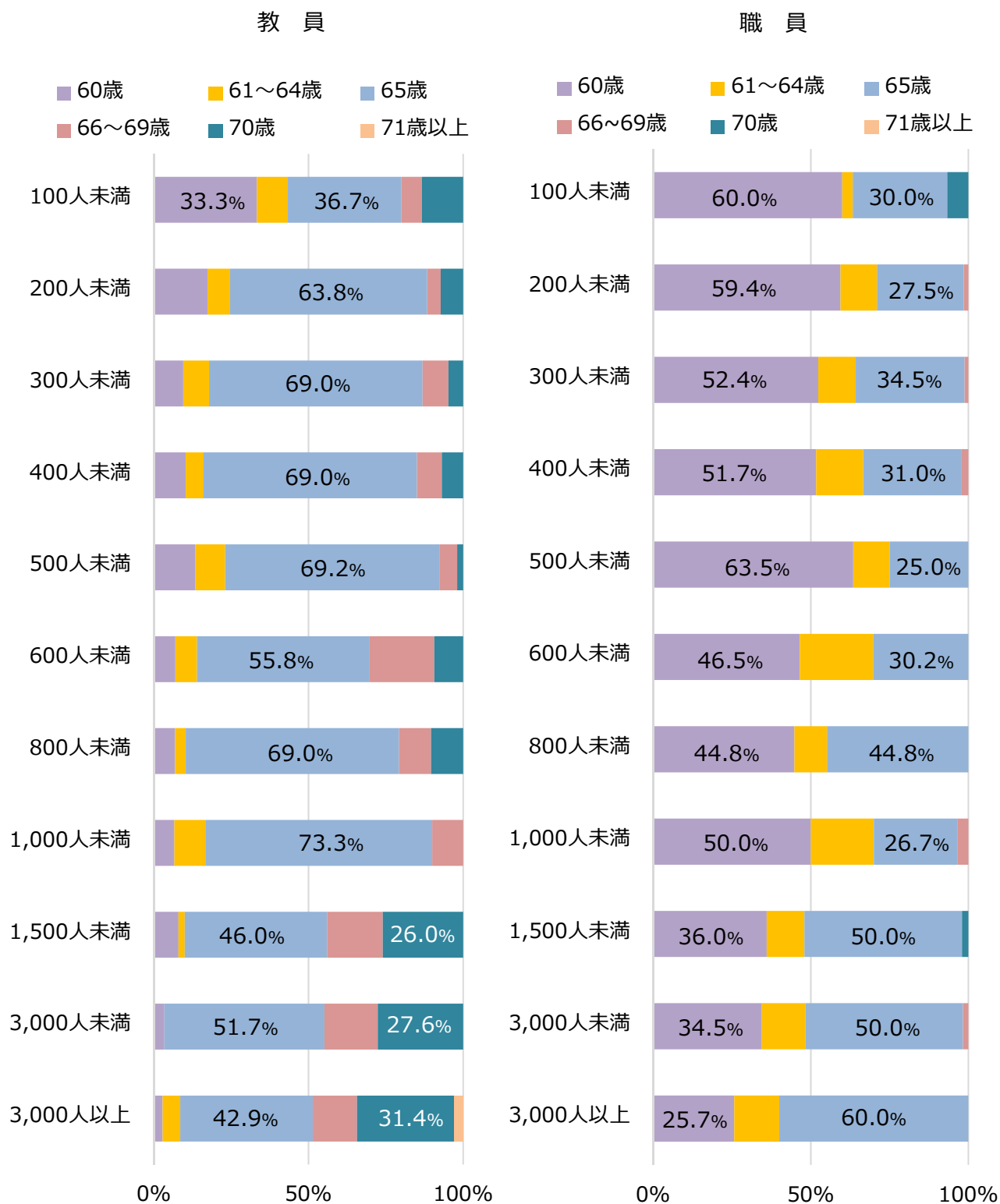
教 員

定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	29 (6.3%)	6 (19.4%)	33 (30.8%)	68 (11.3%)
61歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.9%)	1 (0.2%)
62歳	2 (0.4%)	1 (3.2%)	2 (1.9%)	5 (0.8%)
63歳	16 (3.5%)	2 (6.5%)	10 (9.3%)	28 (4.7%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	1 (0.9%)	4 (0.7%)
65歳	273 (59.0%)	18 (58.1%)	52 (48.6%)	343 (57.1%)
66歳	4 (0.9%)	1 (3.2%)	0 (0%)	5 (0.8%)
67歳	22 (4.8%)	2 (6.5%)	2 (1.9%)	26 (4.3%)
68歳	30 (6.5%)	0 (0%)	2 (1.9%)	32 (5.3%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	82 (17.7%)	1 (3.2%)	4 (3.7%)	87 (14.5%)
71歳以上	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
定年を設けていない	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
合 計	463 (100%)	31 (100%)	107 (100%)	601 (100%)

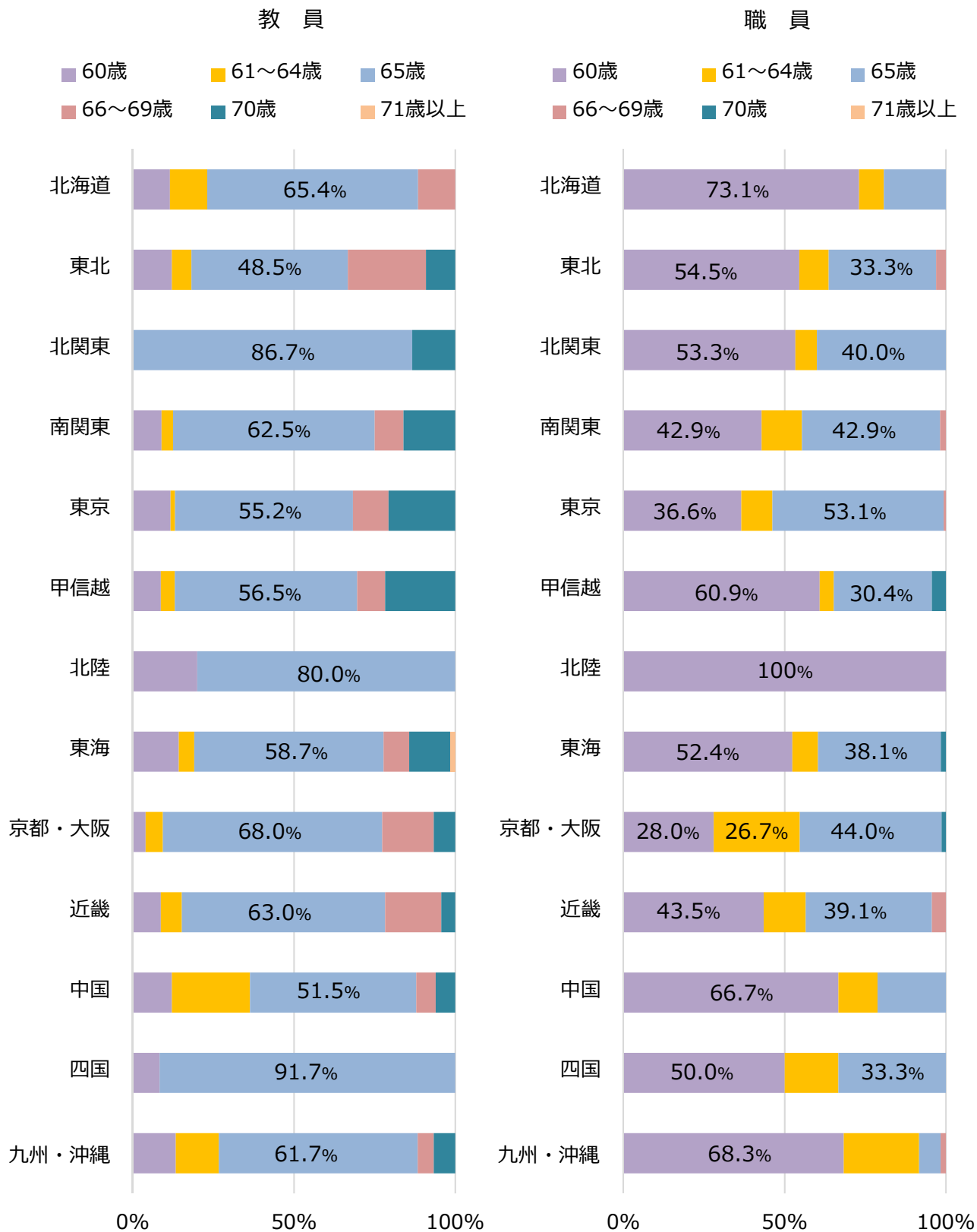
職 員

定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	209 (45.1%)	13 (41.9%)	70 (65.4%)	292 (48.6%)
61歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
62歳	24 (5.2%)	1 (3.2%)	4 (3.7%)	29 (4.8%)
63歳	34 (7.3%)	6 (19.4%)	5 (4.7%)	45 (7.5%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (0.5%)
65歳	184 (39.7%)	10 (32.3%)	25 (23.4%)	219 (36.4%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	2 (0.4%)	1 (3.2%)	0 (0%)	3 (0.5%)
68歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.9%)	1 (0.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	1 (0.2%)	0 (0%)	2 (1.9%)	3 (0.5%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
定年を設けていない	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	463 (100%)	31 (100%)	107 (100%)	601 (100%)

グラフ Q3-2 入学定員規模別の教職員の定年年齢（会員数の割合）



グラフ Q3-3 地域別の定年年齢（会員数の割合）

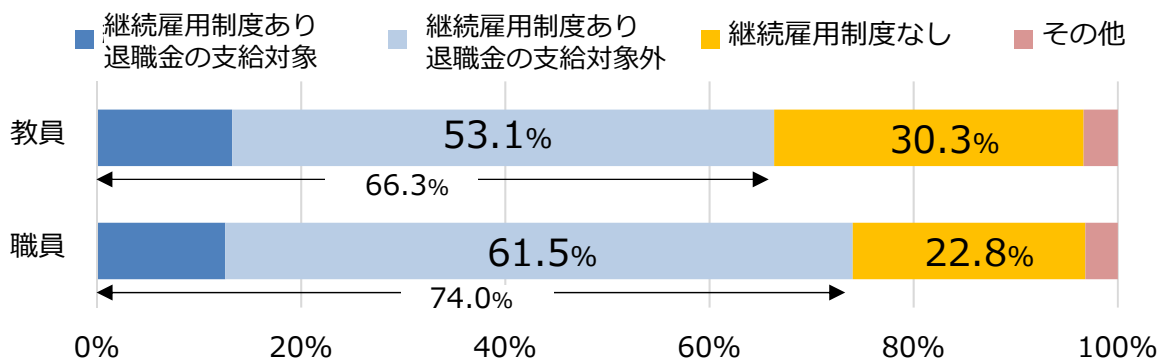


Q4（1）定年退職後の継続雇用制度

定年退職後の継続雇用制度は、継続雇用期間を退職金の支給対象としている・していないにかかわらず、制度を設けている会員が教員で 396 会員（66.3%）、職員で 442 会員（74.0%）だった。継続雇用制度を設けていない会員は、教員で 181 会員（30.3%）、職員で 136 会員（22.8%）だった。

なお、「その他」の回答には、「実情に応じ学校が必要と認める者を個別契約で雇用することがある」などの回答があった。

グラフ Q4(1)-1 定年退職後の継続雇用制度（会員数の割合）



グラフ Q4(1)-2 学校法人種別ごとの定年退職後の継続雇用制度（会員数の割合）

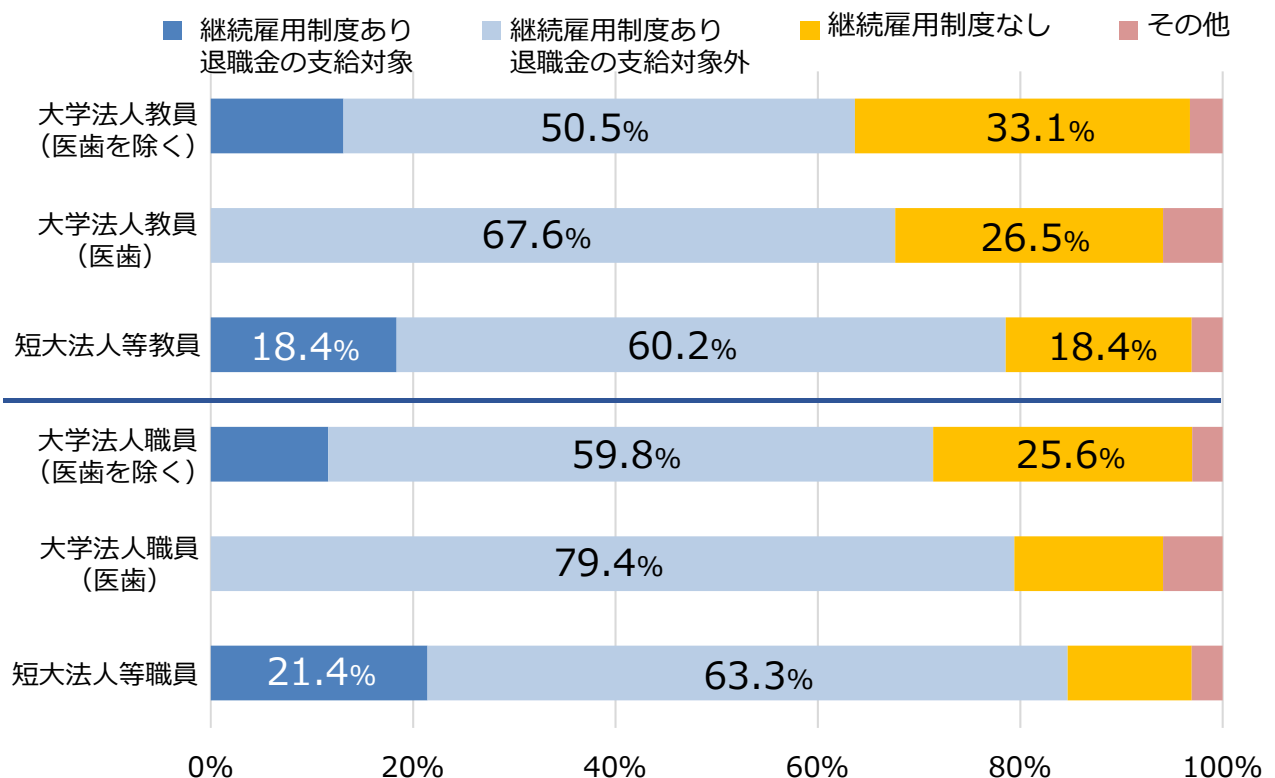


表 Q4(1) 定年退職後の継続雇用制度

教 員

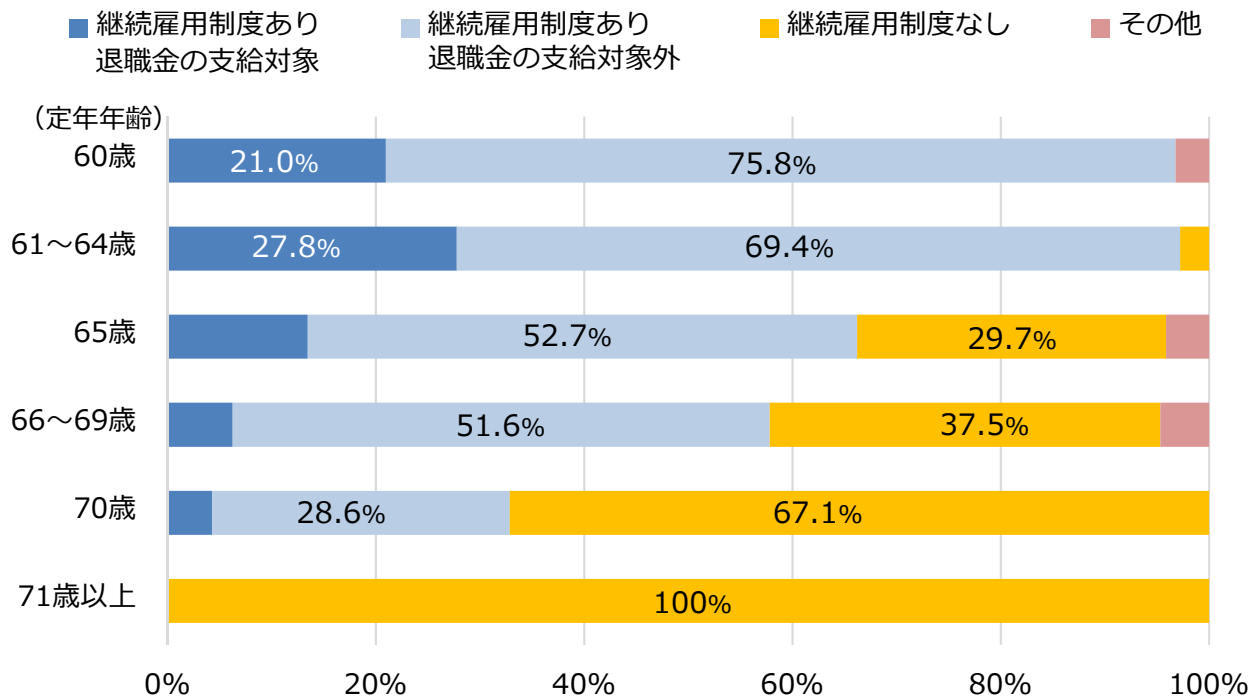
区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給対象	61 (13.1%)	0 (0%)	18 (18.4%)	79 (13.2%)
継続雇用制度あり 退職金の支給対象外	235 (50.5%)	23 (67.6%)	59 (60.2%)	317 (53.1%)
継続雇用制度なし	154 (33.1%)	9 (26.5%)	18 (18.4%)	181 (30.3%)
その他	15 (3.2%)	2 (5.9%)	3 (3.1%)	20 (3.4%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

職 員

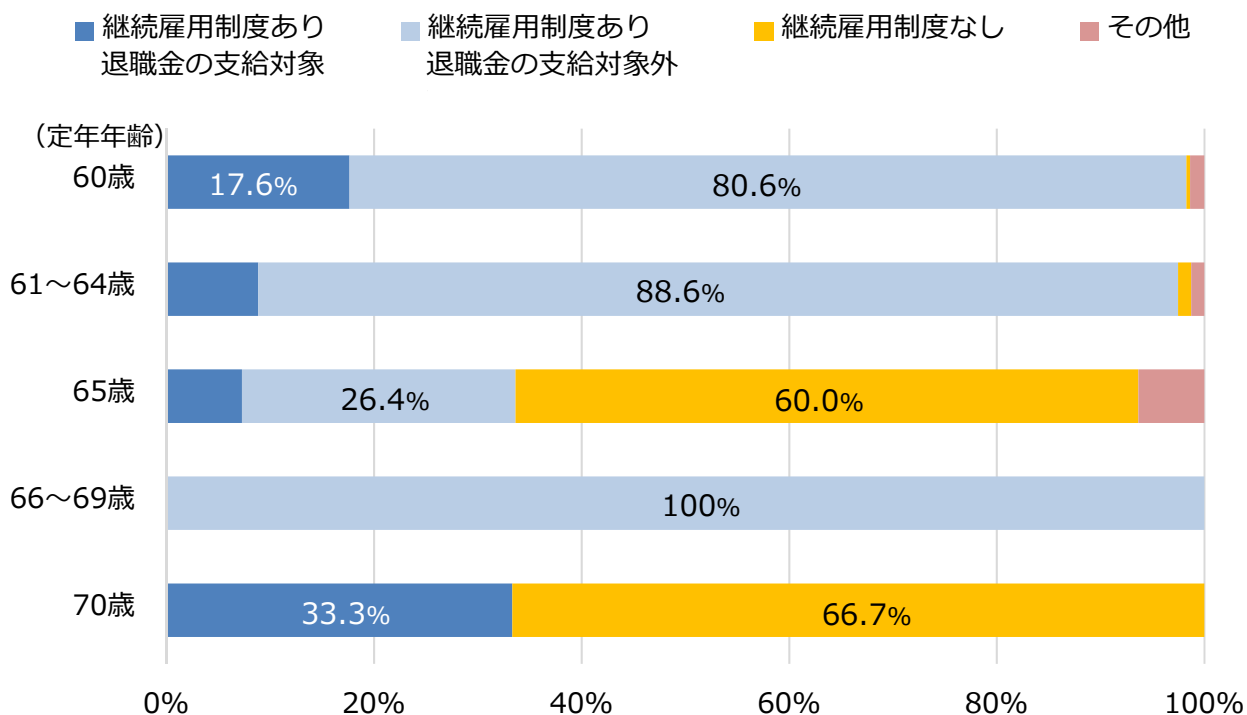
区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給対象	54 (11.6%)	0 (0%)	21 (21.4%)	75 (12.6%)
継続雇用制度あり 退職金の支給対象外	278 (59.8%)	27 (79.4%)	62 (63.3%)	367 (61.5%)
継続雇用制度なし	119 (25.6%)	5 (14.7%)	12 (12.2%)	136 (22.8%)
その他	14 (3.0%)	2 (5.9%)	3 (3.1%)	19 (3.2%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

グラフ Q4(1)-3 定年年齢別の継続雇用制度（会員数の割合）

教 員



職 員



Q4（2）継続雇用制度適用者に対する退職金

Q4（1）で、「継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としている）」と回答された会員（教員 79 会員、職員 75 会員）のうち、「採用から継続雇用期間の終了まで通算した
在職期間による支給率を適用し、退職金を支給」とする会員は、教員で 22 会員（27.8%）、
職員で 18 会員（24.0%）だった。

また、「継続雇用期間は在職期間を通算しない」とする会員は、教員で 51 会員（64.6%）、
職員で 50 会員（66.7%）だった。

なお、「その他」の回答には、「個人ごとに異なる」、「通常の算定方法による支給額の半分
を支給する」などの回答があった。

表 Q4(2) 継続雇用制度適用者に対する退職金

区 分	教員	職員
採用から継続雇用期間の終了まで通算した 在職期間による 支給率を適用し、退職金を支給	22 (27.8%)	18 (24.0%)
在職期間を通算しない	51 (64.6%)	50 (66.7%)
継続雇用期間による支給率を適用し、 退職金を別途支給	48 (60.8%)	47 (62.7%)
継続雇用期間に応じた定額の退職金を 別途支給	3 (3.8%)	2 (2.7%)
役割や勤務成績等を勘案し、個人別に 定額の退職金を別途支給	0 (0%)	1 (1.3%)
その他	6 (7.6%)	7 (9.3%)
合 計	79 (100%)	75 (100%)

Q5 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

退職金の支給対象となるために必要な在職期間は、全体では、教職員ともに「1年以上」の回答が最も多く、教員で424会員（71.0%）、職員で419会員（70.2%）だった。次いで多いのは「1年未満」の回答で、教員で75会員（12.6%）、職員で76会員（12.7%）だった。

学校法人種別ごとに見ると、「大学法人（医歯）」では、教職員ともに「3年以上」が最も多かった。

なお、「その他」の回答には、「退職事由により異なる」などの回答があった。

グラフ Q5 退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）

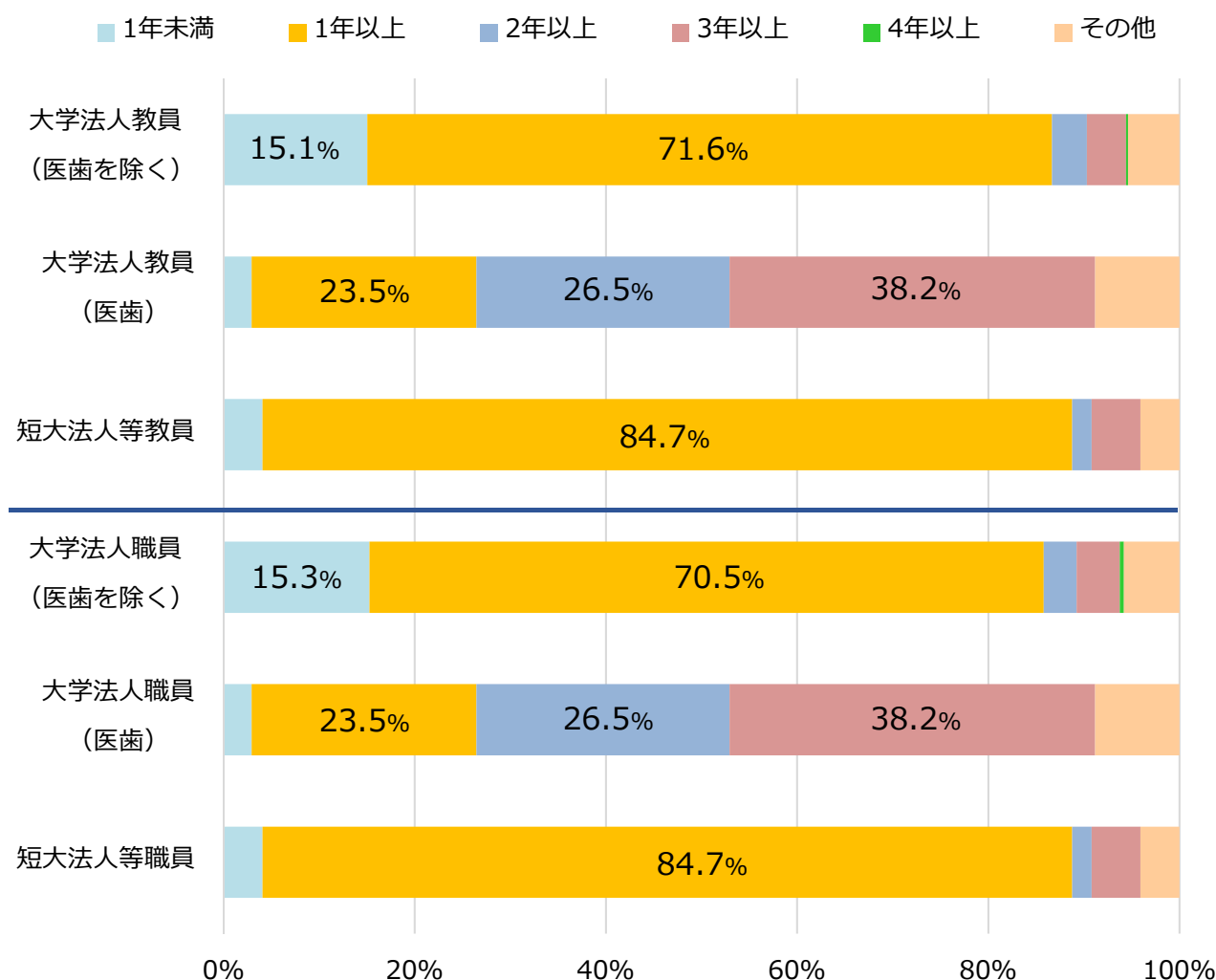


表 Q5 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

教 員

必要な在職期間	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
1年未満	70 (15.1%)	1 (2.9%)	4 (4.1%)	75 (12.6%)
1年以上	333 (71.6%)	8 (23.5%)	83 (84.7%)	424 (71.0%)
2年以上	17 (3.7%)	9 (26.5%)	2 (2.0%)	28 (4.7%)
3年以上	19 (4.1%)	13 (38.2%)	5 (5.1%)	37 (6.2%)
4年以上	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
その他	25 (5.4%)	3 (8.8%)	4 (4.1%)	32 (5.4%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

職 員

必要な在職期間	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
1年未満	71 (15.3%)	1 (2.9%)	4 (4.1%)	76 (12.7%)
1年以上	328 (70.5%)	8 (23.5%)	83 (84.7%)	419 (70.2%)
2年以上	16 (3.4%)	9 (26.5%)	2 (2.0%)	27 (4.5%)
3年以上	21 (4.5%)	13 (38.2%)	5 (5.1%)	39 (6.5%)
4年以上	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
その他	27 (5.8%)	3 (8.8%)	4 (4.1%)	34 (5.7%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

Q6 退職金の算定方法

退職金の算定方法は、教職員とも「退職金算定基礎額×支給率」の回答が8割を超え、教員で499会員（83.6%）、職員で489会員（81.9%）だった。

「退職金算定基礎額×支給率に特別功労金等を加算する」と回答した会員は、教職員とも10%強であった。

また、業績等の評価を反映するものとして、「退職金算定基礎額×支給率に業績等の評価に基づく加算金等を加算する」と回答した維持会員と、「ポイント制」と回答した会員を合わせると、教員で15会員（2.5%）、職員で25会員（4.2%）だった。

なお、「その他」の回答には、「複数の算定方法を設定し、併用している」などの回答があった。

グラフ Q6 退職金の算定方法（会員数の割合）

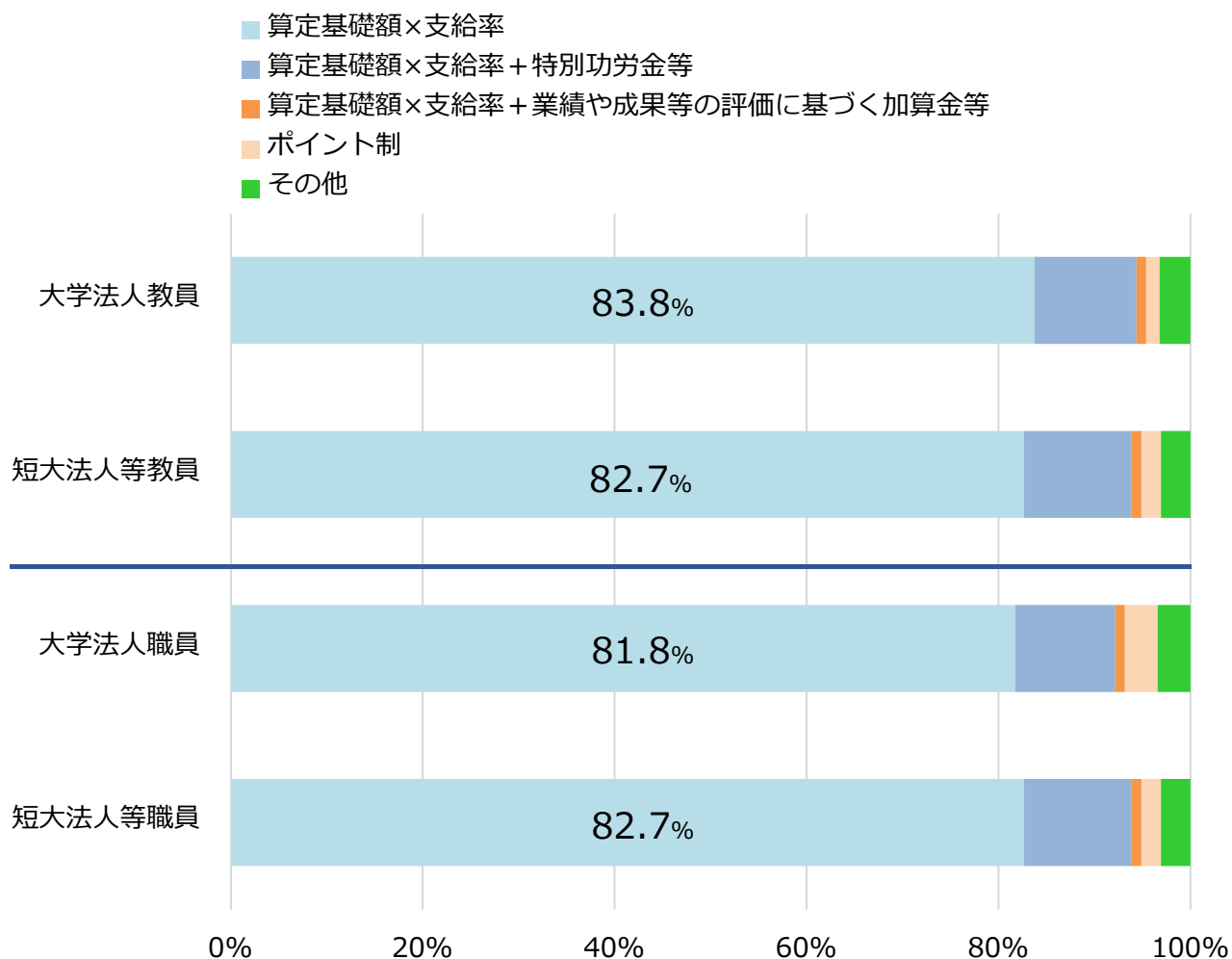


表 Q6 退職金の算定方法

教 員

退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	418 (83.8%)	81 (82.7%)	499 (83.6%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	53 (10.6%)	11 (11.2%)	64 (10.7%)
算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等	5 (1.0%)	1 (1.0%)	6 (1.0%)
ポイント制	7 (1.4%)	2 (2.0%)	9 (1.5%)
その他	16 (3.2%)	3 (3.1%)	19 (3.2%)
合 計	499 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

職 員

退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	408 (81.8%)	81 (82.7%)	489 (81.9%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	52 (10.4%)	11 (11.2%)	63 (10.6%)
算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等	5 (1.0%)	1 (1.0%)	6 (1.0%)
ポイント制	17 (3.4%)	2 (2.0%)	19 (3.2%)
その他	17 (3.4%)	3 (3.1%)	20 (3.4%)
合 計	499 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

Q7 退職金の算定基礎額

退職金算定の基礎としている俸給の月額、教職員ともに「退職時の俸給（本俸）」とする会員が最も多く、教員で457会員（77.7%）、職員で437会員（75.6%）だった。次いで多いのが「本俸に諸手当を加える」とする会員で、教員で80会員（13.6%）、職員で83会員（14.4%）だった。

なお、「その他」の回答には、「在職中の最高時の俸給月額」、「退職時に適用されている退職金財団の標準俸給月額」などの回答があった。

（注）Q7においては、「Q6 退職金の算定基礎額」で「④ポイント制」と回答した会員を除いている。

グラフ Q7 退職金の算定基礎額（会員数の割合）

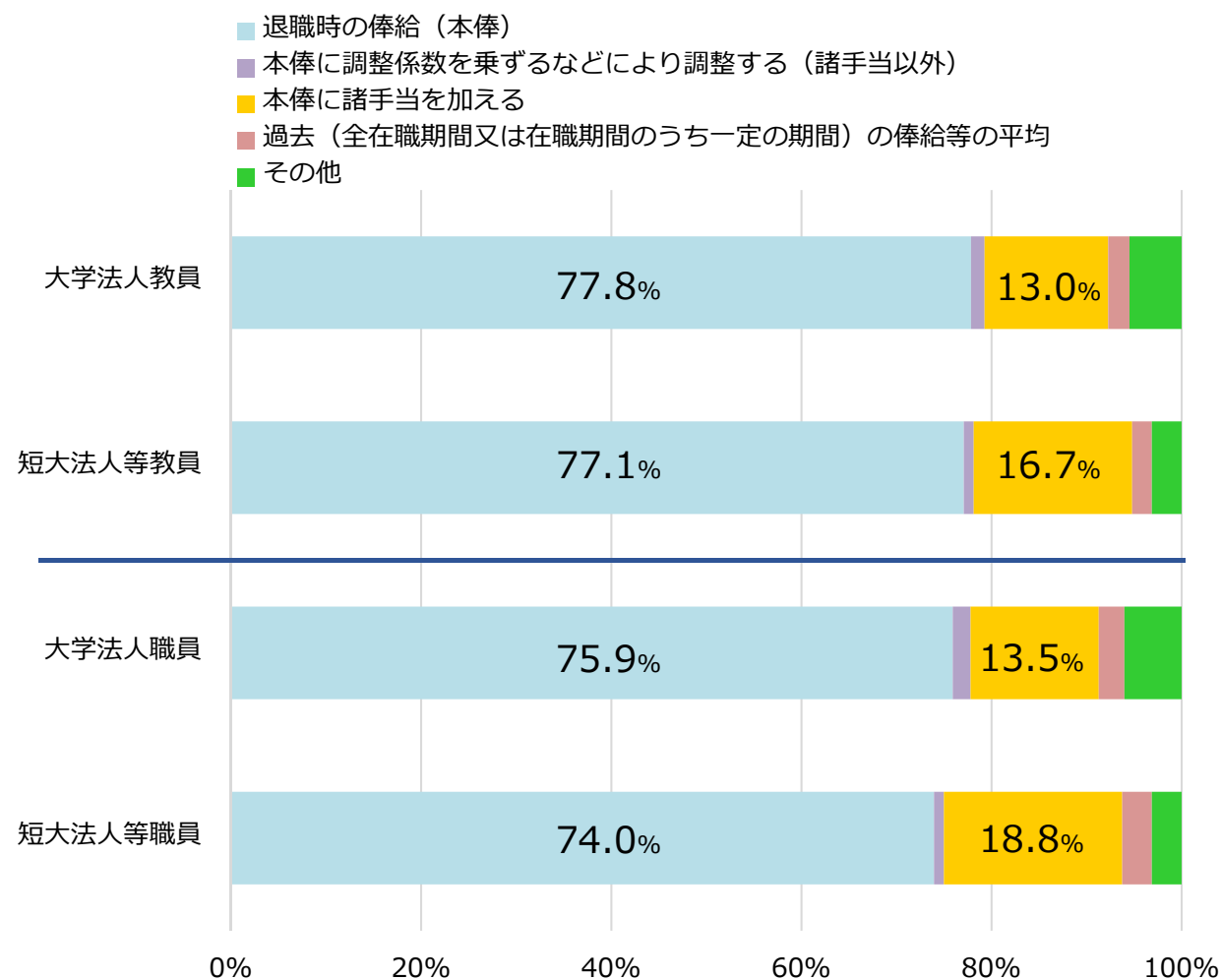


表 Q7 退職金の算定基礎額

教 員

退職金の算定基礎額	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	383 (77.8%)	74 (77.1%)	457 (77.7%)
本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（手当以外）	7 (1.4%)	1 (1.0%)	8 (1.4%)
本俸に諸手当を加える	64 (13.0%)	16 (16.7%)	80 (13.6%)
過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の俸給等の平均	11 (2.2%)	2 (2.1%)	13 (2.2%)
その他	27 (5.5%)	3 (3.1%)	30 (5.1%)
合 計	492 (100%)	96 (100%)	588 (100%)

職 員

退職金の算定基礎額	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	366 (75.9%)	71 (74.0%)	437 (75.6%)
本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（手当以外）	9 (1.9%)	1 (1.0%)	10 (1.7%)
本俸に諸手当を加える	65 (13.5%)	18 (18.8%)	83 (14.4%)
過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の俸給等の平均	13 (2.7%)	3 (3.1%)	16 (2.8%)
その他	29 (6.0%)	3 (3.1%)	32 (5.5%)
合 計	482 (100%)	96 (100%)	578 (100%)

Q8 退職金の支給率の基準

退職金の計算に使用する支給率は何を基準として定めているかについて、教職員ともに「独自の支給率」とした会員が多く、教員で289会員（49.1%）、職員で284会員（49.1%）だった。

学校法人種別ごとに見ると、大学法人では「独自の支給率」とする会員が多く、短大法人等では「当財団の基準交付率又は現行の国家公務員の支給率を準用」とする会員が多かった。

なお、「その他」の回答には「過去の国家公務員（又は地方公務員）の支給率を準用」などの回答があった。

（注）Q8においては、「Q6 退職金の算定基礎額」で「④ポイント制」と回答した会員を除いている。

グラフQ8 退職金の支給率の基準（会員数の割合）

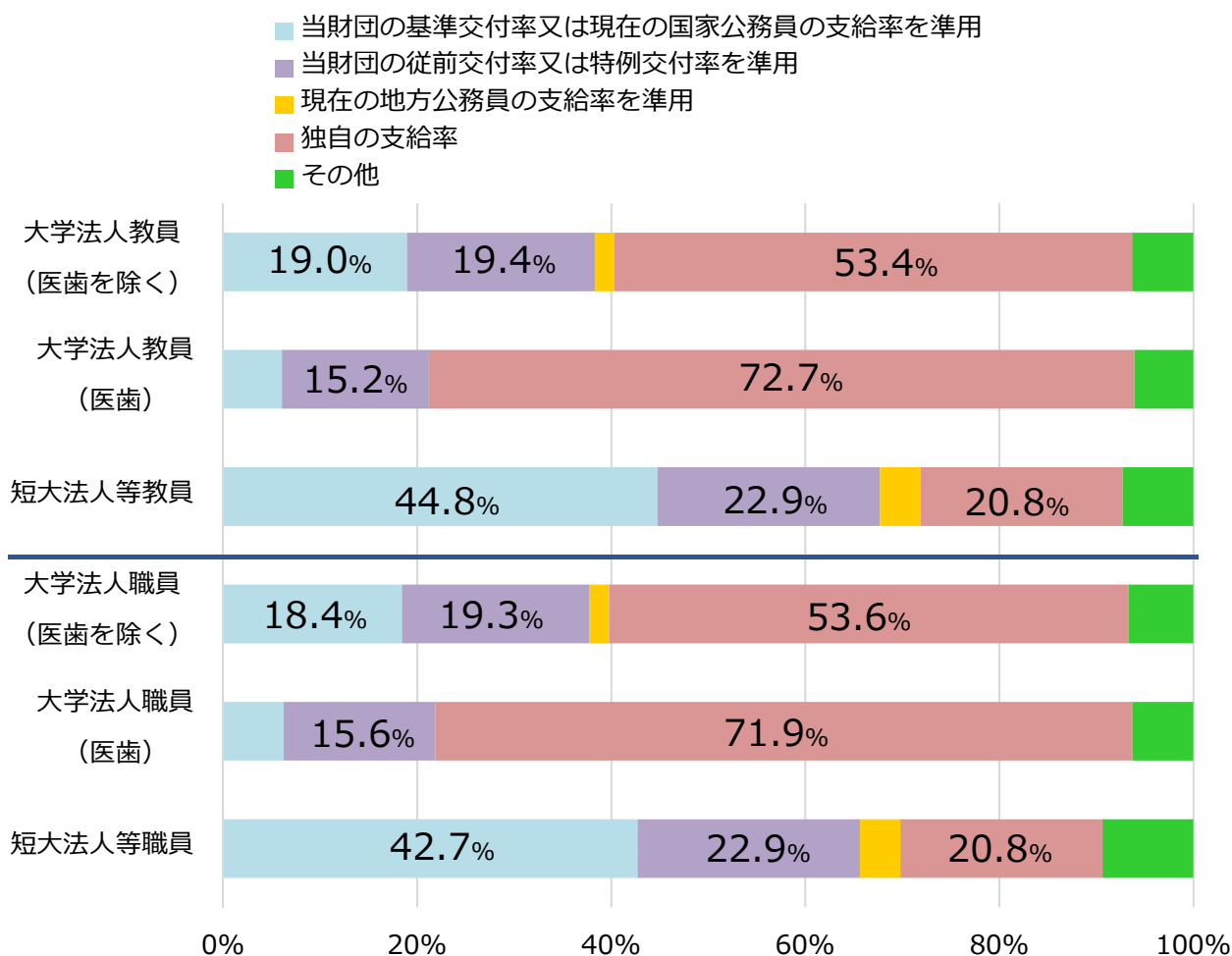


表 Q8 退職金の支給率の基準

教 員

退職金の支給率の基準	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
当財団の基準交付率又は 現在の国家公務員の支給率を準用	87 (19.0%)	2 (6.1%)	43 (44.8%)	132 (22.4%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	89 (19.4%)	5 (15.2%)	22 (22.9%)	116 (19.7%)
現在の地方公務員の支給率を準用	9 (2.0%)	0 (0%)	4 (4.2%)	13 (2.2%)
独自の支給率	245 (53.4%)	24 (72.7%)	20 (20.8%)	289 (49.1%)
その他	29 (6.3%)	2 (6.1%)	7 (7.3%)	38 (6.5%)
合 計	459 (100%)	33 (100%)	96 (100%)	588 (100%)

職 員

退職金の支給率の基準	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
当財団の基準交付率又は 現在の国家公務員の支給率を準用	83 (18.4%)	2 (6.3%)	41 (42.7%)	126 (21.8%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	87 (19.3%)	5 (15.6%)	22 (22.9%)	114 (19.7%)
現在の地方公務員の支給率を準用	9 (2.0%)	0 (0%)	4 (4.2%)	13 (2.2%)
独自の支給率	241 (53.6%)	23 (71.9%)	20 (20.8%)	284 (49.1%)
その他	30 (6.7%)	2 (6.3%)	9 (9.4%)	41 (7.1%)
合 計	450 (100%)	32 (100%)	96 (100%)	578 (100%)

Q9（1） 退職金の支給対象となっていない教職員の割合（5年間の平均）

平成25年度から平成29年度までの5年間に於ける、退職金の支給対象となっていない教職員の割合（5年間の平均）について、特に顕著な傾向は見受けられなかったが、166会員（27.8%）が「概ね50%以上」と回答し、大学法人（医歯を除く）及び短大法人等では、その割合が25%以上であった。

グラフ Q9(1) 退職金の支給対象となっていない教職員の割合（5年間の平均）（会員数の割合）

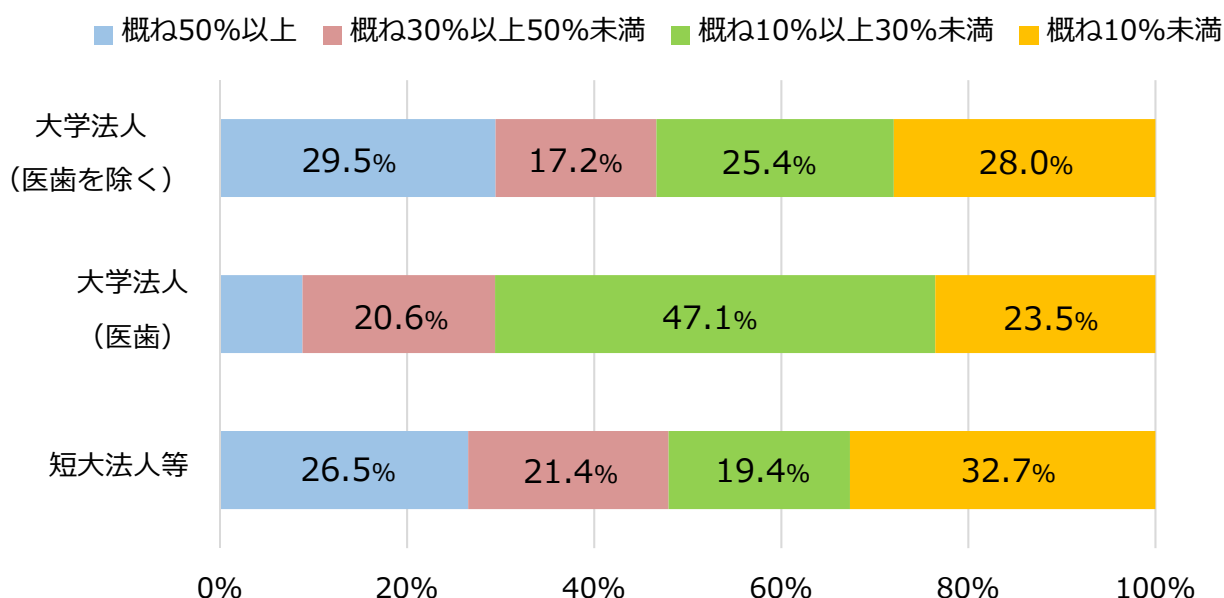


表 Q9(1) 退職金の支給対象となっていない教職員の割合（5年間の平均）

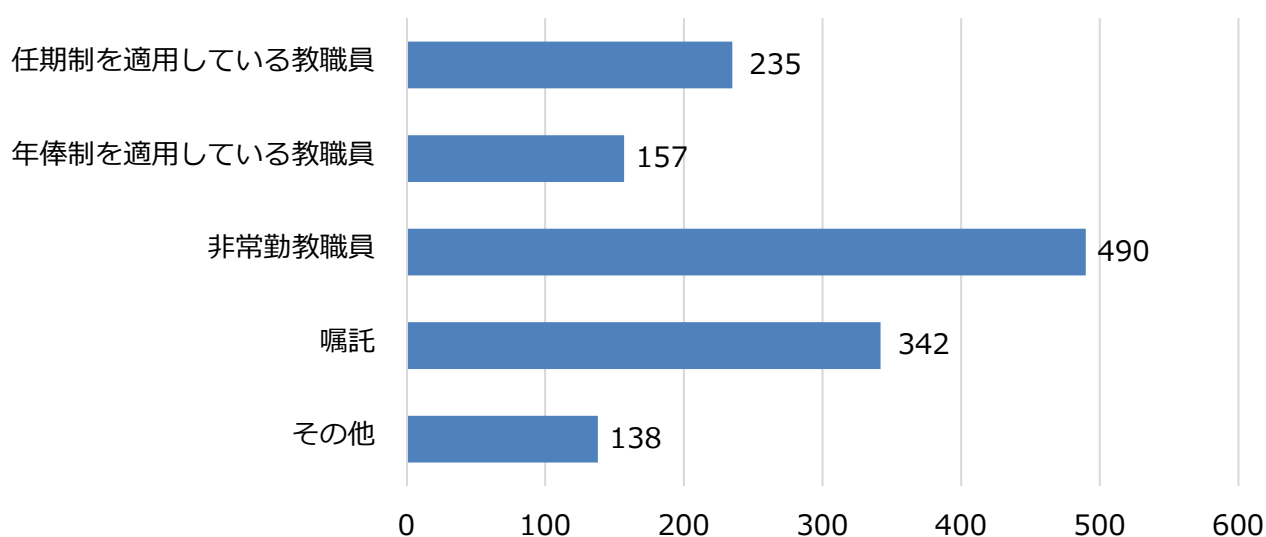
退職金支給対象外教職員の割合	大学法人（医歯を除く）	大学法人（医歯）	短大法人等	合計
概ね50%以上	137 (29.5%)	3 (8.8%)	26 (26.5%)	166 (27.8%)
概ね30%以上50%未満	80 (17.2%)	7 (20.6%)	21 (21.4%)	108 (18.1%)
概ね10%以上30%未満	118 (25.4%)	16 (47.1%)	19 (19.4%)	153 (25.6%)
概ね10%未満	130 (28.0%)	8 (23.5%)	32 (32.7%)	170 (28.5%)
合計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

Q9 (2) 退職金の支給対象となっていない教職員の雇用形態

退職金の支給対象となっていない教職員の雇用形態について、「非常勤教職員」490 会員、「嘱託」342 会員の順が多かった。

その他では「契約職員、臨時職員、有期雇用教員など、一定の任期を付して契約する教職員」や「特任教授や客員教授など、特定の職種」などの回答があった。

グラフ Q9(2) 退職金の支給対象となっていない教職員の雇用形態(回答数、複数回答あり)



「その他」の内容内訳 (回答数)

- ・ 契約職員、臨時職員、有期雇用教員など、一定の任期を付して契約する教職員 (58)
- ・ 一定年齢以上の教職員 (16)
- ・ 特任教授や客員教授など、特定の職種 (51)
- ・ 特定の期日以降に採用した教職員 (2)
- ・ パートタイマー (18)
- ・ その他 (12)

Q9 (3) 退職金の支給対象とならない教職員の人数の変化

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で、退職金の支給対象とならない教職員の人数の変化について、「変わらない」とする会員が 462 会員 (77.4%) だった。また、96 会員 (16.1%) からは「増加している」との回答があった。

グラフ Q9(3) 退職金の支給対象とならない教職員の人数の変化 (会員数の割合)

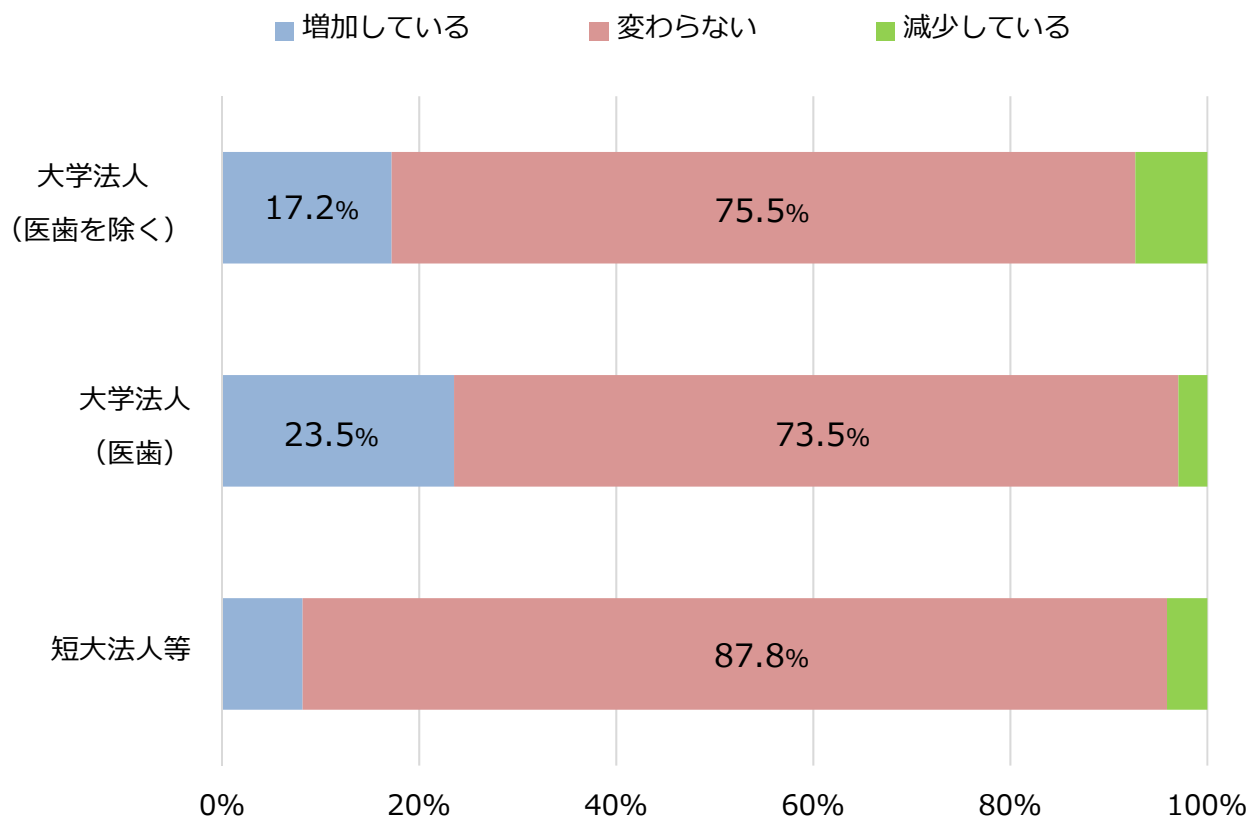


表 Q9(3) 退職金の支給対象とならない教職員の人数の変化

退職金支給対象外教職員の変動	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
増加している	80 (17.2%)	8 (23.5%)	8 (8.2%)	96 (16.1%)
変わらない	351 (75.5%)	25 (73.5%)	86 (87.8%)	462 (77.4%)
減少している	34 (7.3%)	1 (2.9%)	4 (4.1%)	39 (6.5%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

Q10（1）教員の任期制の導入状況・（3）任期制の導入の予定又は検討状況

任期制については、本年度の調査では教員に限定して伺った。

教員の任期制について、「導入している」とした会員は、447 会員（74.9%）だった。10 年前より大きく増加している。

また、現在は導入していないが、「今後導入を予定している」とした会員は 3 会員（0.5%）であり、「導入を検討している」とした会員は 18 会員（3.0%）だった。

グラフ Q10(1)・(3) 教員の任期制の導入状況等（会員数の割合）

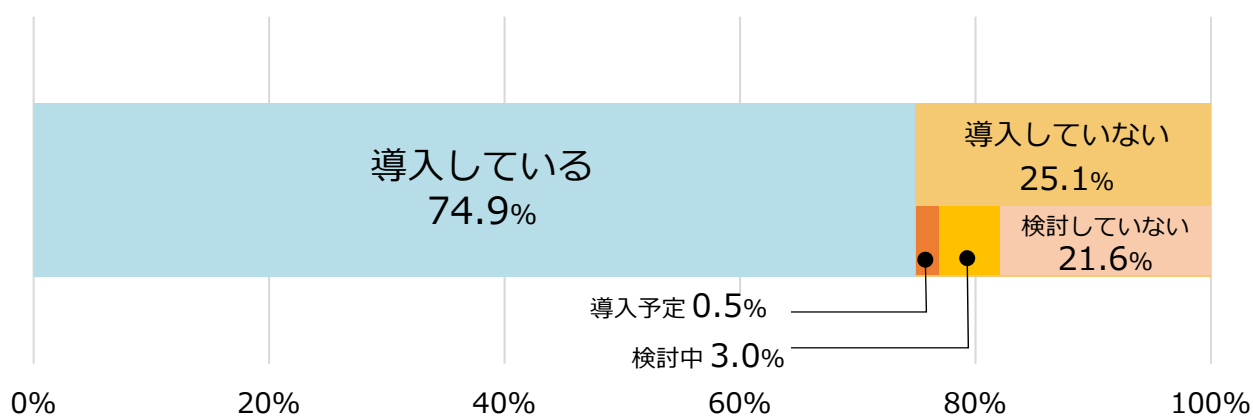


表 Q10(1)・(3)-1 任期制の導入状況等

任期制の導入状況等	教 員	
	平成30年度	平成20年度
導入している	447 (74.9%)	419 (68.8%)
導入していない	150 (25.1%)	190 (31.2%)
導入予定	3 (0.5%)	
検討中	18 (3.0%)	
検討していない	129 (21.6%)	
合計	597 (100%)	609 (100%)

表 Q10(1)・(3)-2 教員の学校法人種別ごとの任期制の導入状況等

任期制の導入状況等	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等
導入している	366 (78.7%)	34 (100%)	47 (48.0%)
導入していない	99 (21.3%)	0 (0%)	51 (52.0%)
導入予定	3 (0.6%)	/	0 (0%)
検討中	16 (3.4%)		2 (2.0%)
検討していない	80 (17.2%)		49 (50.0%)
合計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)

Q10（2）任期制の具体的な内容

任期制の「適用範囲」は、大学法人の助教では「全部」の回答が40%を越えたが、全体的には「一部」の回答が多かった。

「任期の期間」は「複数設定」とする回答が多かった。

「更新分を含めた任期制雇用最長期間」では「5年以内」の回答が多かった。

「給与形態」は、「他の職員と同じ給与表等を適用」とする回答が多かった。

グラフ Q10(2)A 任期制の適用範囲（会員数の割合）

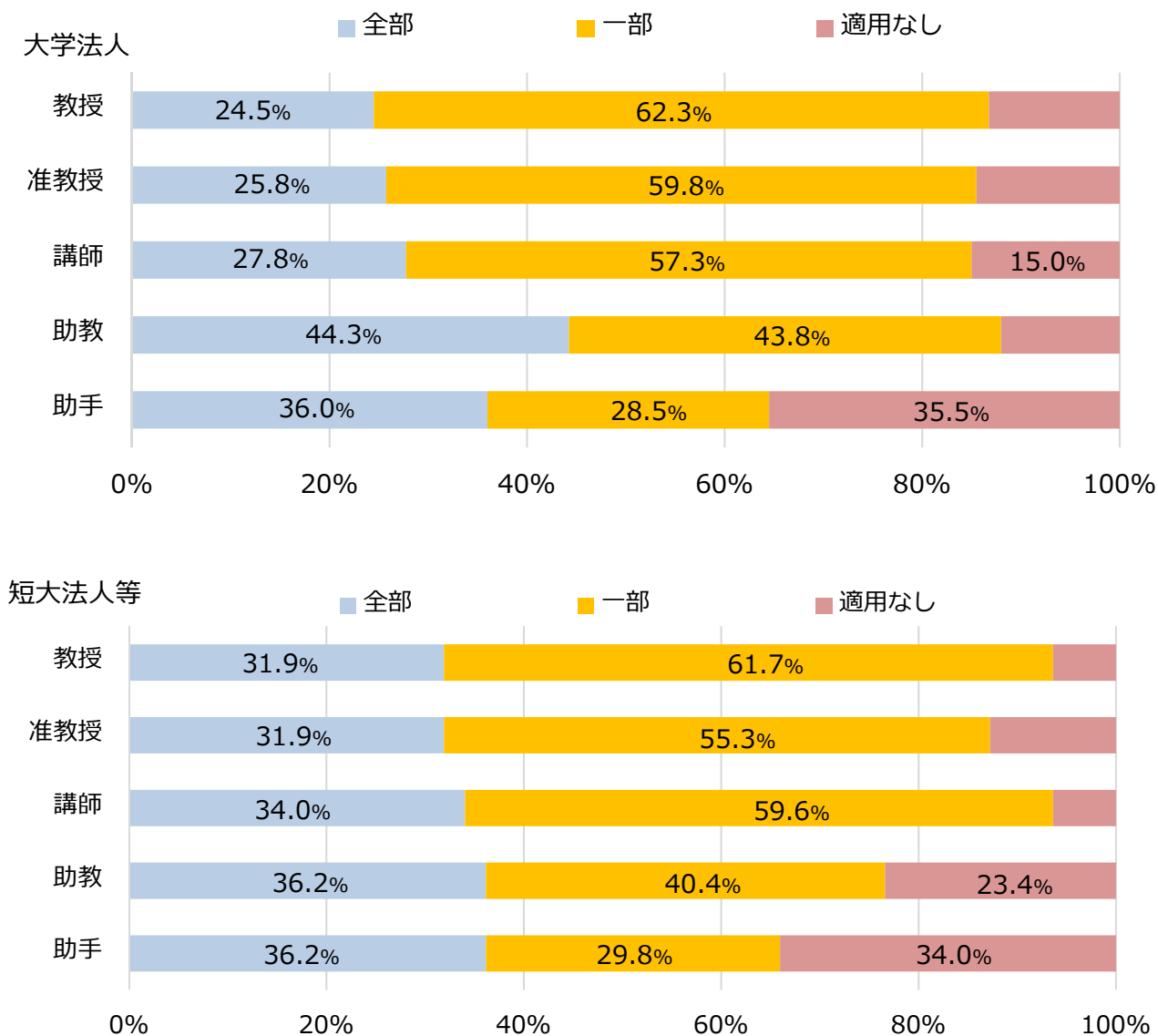


表 Q10(2)A 職名別任期制の適用範囲

区分		平成30年度			平成20年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
教授	全部	98 (24.5%)	15 (31.9%)	113 (25.3%)	78 (18.6%)
	一部	249 (62.3%)	29 (61.7%)	278 (62.2%)	271 (64.7%)
	適用なし	53 (13.3%)	3 (6.4%)	56 (12.5%)	70 (16.7%)
	合計	400 (100%)	47 (100%)	447 (100%)	419 (100%)
准教授	全部	103 (25.8%)	15 (31.9%)	118 (26.4%)	80 (19.1%)
	一部	239 (59.8%)	26 (55.3%)	265 (59.3%)	238 (56.8%)
	適用なし	58 (14.5%)	6 (12.8%)	64 (14.3%)	101 (24.1%)
	合計	400 (100%)	47 (100%)	447 (100%)	419 (100%)
講師	全部	111 (27.8%)	16 (34.0%)	127 (28.4%)	83 (19.8%)
	一部	229 (57.3%)	28 (59.6%)	257 (57.5%)	254 (60.6%)
	適用なし	60 (15.0%)	3 (6.4%)	63 (14.1%)	82 (19.6%)
	合計	400 (100%)	47 (100%)	447 (100%)	419 (100%)
助教	全部	177 (44.3%)	17 (36.2%)	194 (43.4%)	132 (31.5%)
	一部	175 (43.8%)	19 (40.4%)	194 (43.4%)	170 (40.6%)
	適用なし	48 (12.0%)	11 (23.4%)	59 (13.2%)	117 (27.9%)
	合計	400 (100%)	47 (100%)	447 (100%)	419 (100%)
助手	全部	144 (36.0%)	17 (36.2%)	161 (36.0%)	112 (26.7%)
	一部	114 (28.5%)	14 (29.8%)	128 (28.6%)	173 (41.3%)
	適用なし	142 (35.5%)	16 (34.0%)	158 (35.3%)	134 (32.0%)
	合計	400 (100%)	47 (100%)	447 (100%)	419 (100%)

グラフ Q10(2)B 任期の期間（会員数の割合）

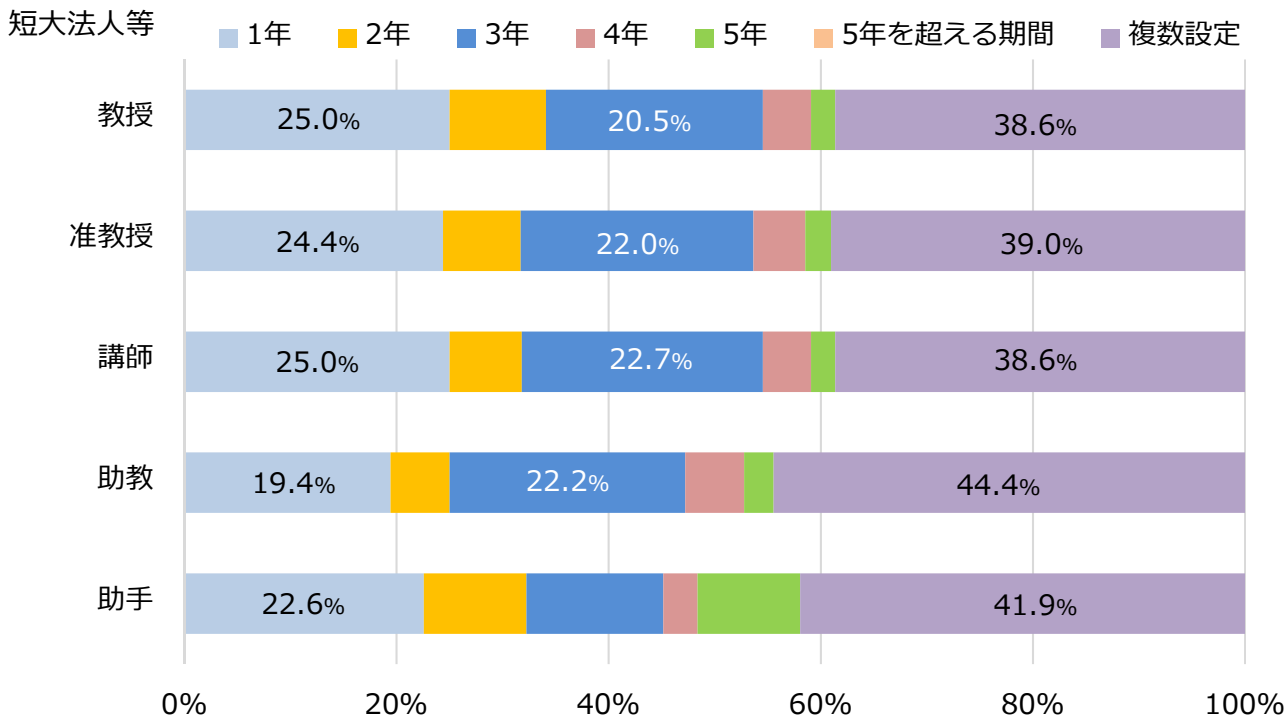
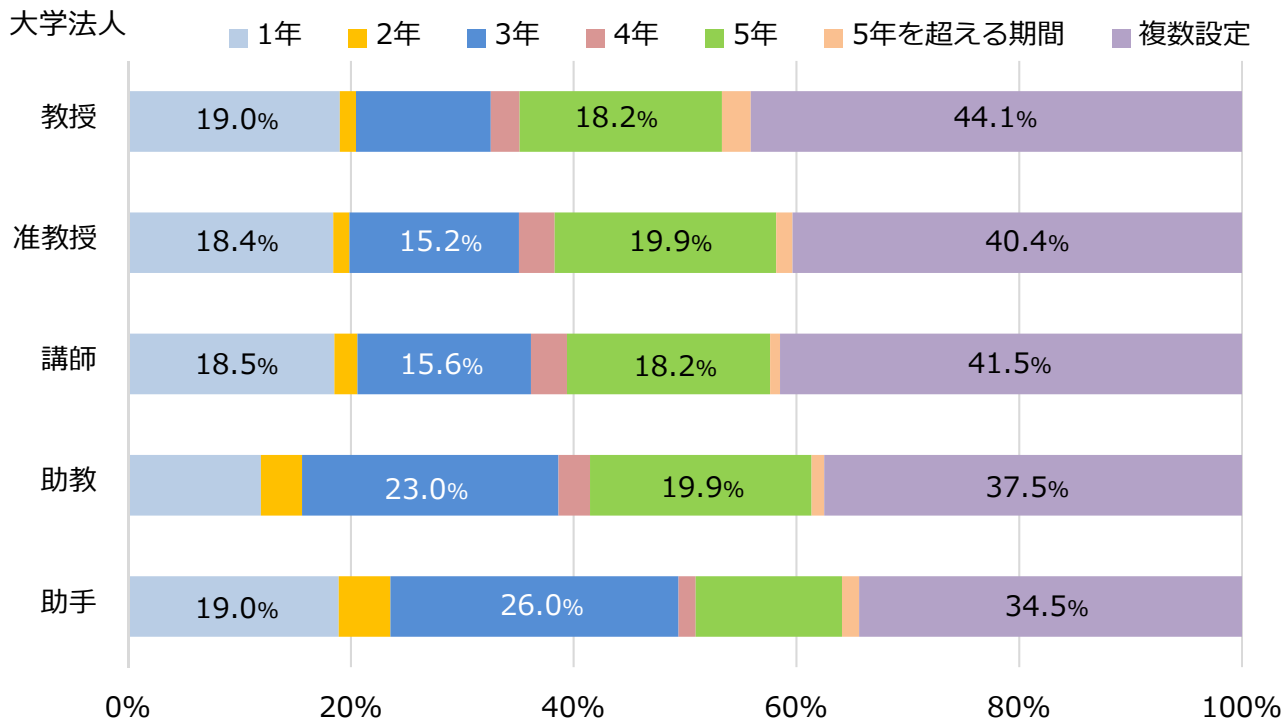


表 Q10(2)B 任期の期間

区分		平成30年度			平成20年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
教授	1年	66 (19.0%)	11 (25.0%)	77 (19.7%)	67 (19.2%)
	2年	5 (1.4%)	4 (9.1%)	9 (2.3%)	10 (2.9%)
	3年	42 (12.1%)	9 (20.5%)	51 (13.0%)	45 (12.9%)
	4年	9 (2.6%)	2 (4.5%)	11 (2.8%)	10 (2.9%)
	5年	63 (18.2%)	1 (2.3%)	64 (16.4%)	63 (18.1%)
	5年を超える	9 (2.6%)	0 (0%)	9 (2.3%)	8 (2.3%)
	複数設定	153 (44.1%)	17 (38.6%)	170 (43.5%)	146 (41.8%)
	合計	347 (100%)	44 (100%)	391 (100%)	349 (100%)
准教授	1年	63 (18.4%)	10 (24.4%)	73 (19.1%)	53 (16.7%)
	2年	5 (1.5%)	3 (7.3%)	8 (2.1%)	12 (3.8%)
	3年	52 (15.2%)	9 (22.0%)	61 (15.9%)	48 (15.1%)
	4年	11 (3.2%)	2 (4.9%)	13 (3.4%)	11 (3.5%)
	5年	68 (19.9%)	1 (2.4%)	69 (18.0%)	68 (21.4%)
	5年を超える	5 (1.5%)	0 (0%)	5 (1.3%)	2 (0.6%)
	複数設定	138 (40.4%)	16 (39.0%)	154 (40.2%)	124 (39.0%)
	合計	342 (100%)	41 (100%)	383 (100%)	318 (100%)

前ページからの続き

区分	平成30年度			平成20年度	
	大学法人	短大法人等	合計	合計	
講師	1年	63 (18.5%)	11 (25.0%)	74 (19.3%)	58 (17.2%)
	2年	7 (2.1%)	3 (6.8%)	10 (2.6%)	13 (3.9%)
	3年	53 (15.6%)	10 (22.7%)	63 (16.4%)	57 (16.9%)
	4年	11 (3.2%)	2 (4.5%)	13 (3.4%)	16 (4.7%)
	5年	62 (18.2%)	1 (2.3%)	63 (16.4%)	67 (19.9%)
	5年を超える	3 (0.9%)	0 (0%)	3 (0.8%)	1 (0.3%)
	複数設定	141 (41.5%)	17 (38.6%)	158 (41.1%)	125 (37.1%)
	合計	340 (100%)	44 (100%)	384 (100%)	337 (100%)
助教	1年	42 (11.9%)	7 (19.4%)	49 (12.6%)	38 (12.6%)
	2年	13 (3.7%)	2 (5.6%)	15 (3.9%)	19 (6.3%)
	3年	81 (23.0%)	8 (22.2%)	89 (22.9%)	66 (21.9%)
	4年	10 (2.8%)	2 (5.6%)	12 (3.1%)	13 (4.3%)
	5年	70 (19.9%)	1 (2.8%)	71 (18.3%)	57 (18.9%)
	5年を超える	4 (1.1%)	0 (0%)	4 (1.0%)	2 (0.7%)
	複数設定	132 (37.5%)	16 (44.4%)	148 (38.1%)	107 (35.4%)
	合計	352 (100%)	36 (100%)	388 (100%)	302 (100%)

前ページからの続き

区分		平成30年度			平成20年度
		大学法人	短大法人等	合計	合計
助手	1年	49 (19.0%)	7 (22.6%)	56 (19.4%)	50 (17.5%)
	2年	12 (4.7%)	3 (9.7%)	15 (5.2%)	15 (5.3%)
	3年	67 (26.0%)	4 (12.9%)	71 (24.6%)	60 (21.1%)
	4年	4 (1.6%)	1 (3.2%)	5 (1.7%)	12 (4.2%)
	5年	33 (12.8%)	3 (9.7%)	36 (12.5%)	44 (15.4%)
	5年を超える	4 (1.6%)	0 (0%)	4 (1.4%)	1 (0.4%)
	複数設定	89 (34.5%)	13 (41.9%)	102 (35.3%)	103 (36.1%)
	合計	258 (100%)	31 (100%)	289 (100%)	285 (100%)

グラフ Q10(2)C 更新分を含めた任期制雇用の最長期間（会員数の割合）

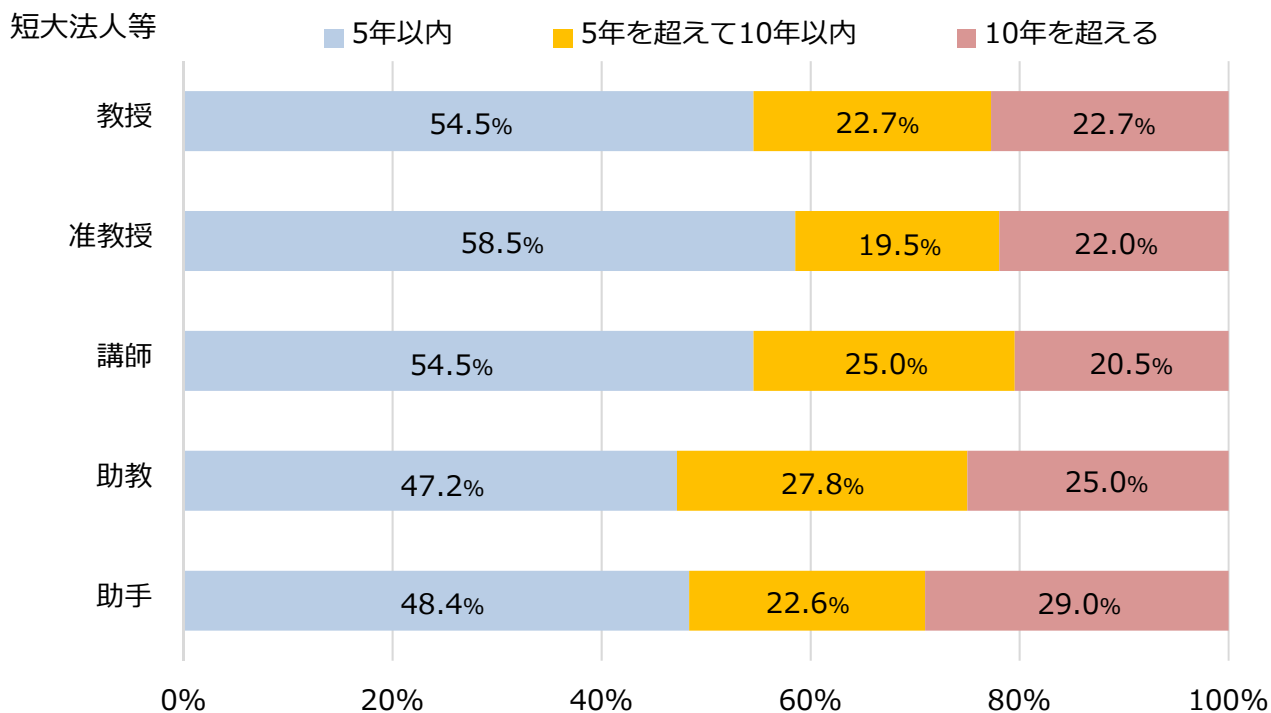
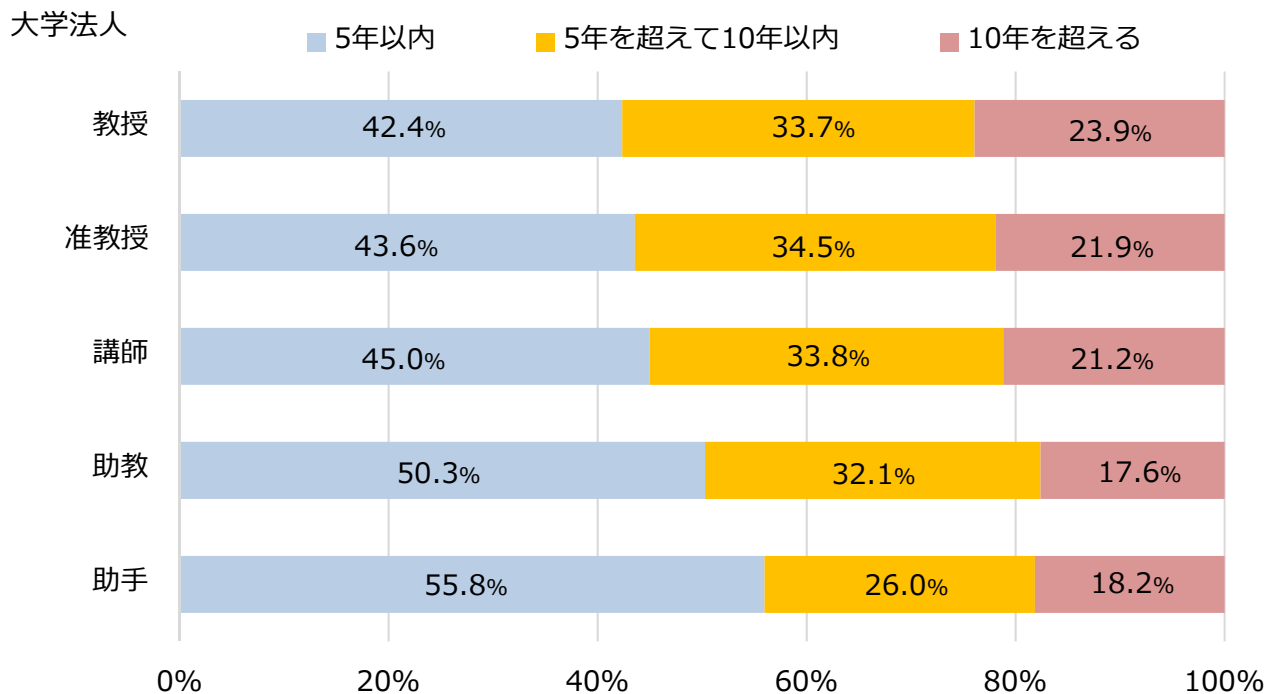


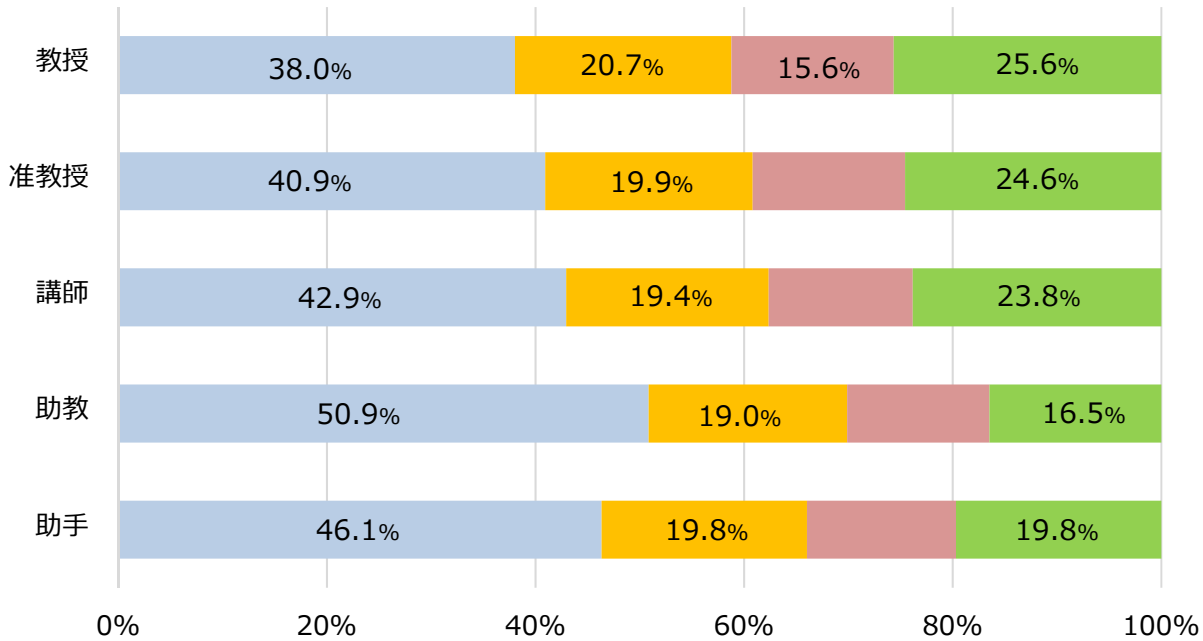
表 Q10(2)C 更新分を含めた任期制雇用の最長期間

区分		平成30年度		
		大学法人	短大法人等	合計
教授	5年以内	147 (42.4%)	24 (54.5%)	171 (43.7%)
	5年を超えて10年以内	117 (33.7%)	10 (22.7%)	127 (32.5%)
	10年を超える	83 (23.9%)	10 (22.7%)	93 (23.8%)
	合計	347 (100%)	44 (100%)	391 (100%)
准教授	5年以内	149 (43.6%)	24 (58.5%)	173 (45.2%)
	5年を超えて10年以内	118 (34.5%)	8 (19.5%)	126 (32.9%)
	10年を超える	75 (21.9%)	9 (22.0%)	84 (21.9%)
	合計	342 (100%)	41 (100%)	383 (100%)
講師	5年以内	153 (45.0%)	24 (54.5%)	177 (46.1%)
	5年を超えて10年以内	115 (33.8%)	11 (25.0%)	126 (32.8%)
	10年を超える	72 (21.2%)	9 (20.5%)	81 (21.1%)
	合計	340 (100%)	44 (100%)	384 (100%)
助教	5年以内	177 (50.3%)	17 (47.2%)	194 (50.0%)
	5年を超えて10年以内	113 (32.1%)	10 (27.8%)	123 (31.7%)
	10年を超える	62 (17.6%)	9 (25.0%)	71 (18.3%)
	合計	352 (100%)	36 (100%)	388 (100%)
助手	5年以内	144 (55.8%)	15 (48.4%)	159 (55.0%)
	5年を超えて10年以内	67 (26.0%)	7 (22.6%)	74 (25.6%)
	10年を超える	47 (18.2%)	9 (29.0%)	56 (19.4%)
	合計	258 (100%)	31 (100%)	289 (100%)

グラフ Q10(2)D 任期制適用教職員の給与形態（会員数の割合）

大学法人

■ 他の教員と同じ給与表等 ■ 任期制教員独自に設定した給与表等 ■ 年俸制 ■ 個人ごとにいずれか



短大法人等

■ 他の教員と同じ給与表等 ■ 任期制教員独自に設定した給与表等 ■ 年俸制 ■ 個人ごとにいずれか

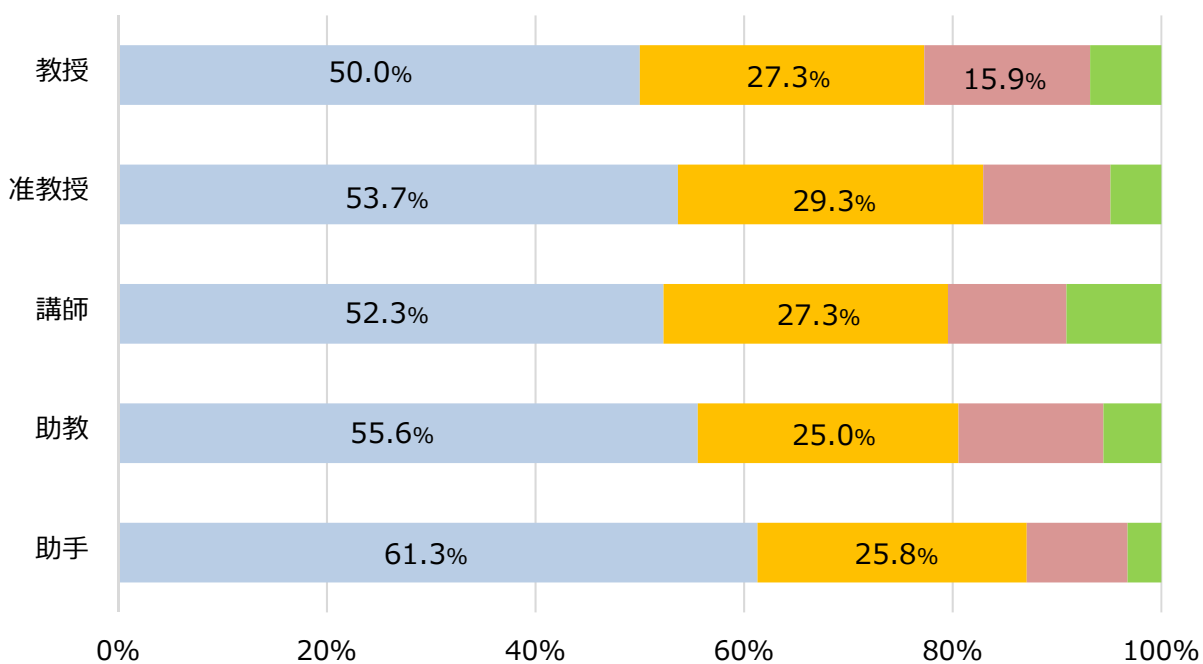


表 Q10(2)D 任期制適用教職員の給与形態

区分		平成30年度		
		大学法人	短大法人等	合計
教授	他の教職員と同じ給与表等を適用	132 (38.0%)	22 (50.0%)	154 (39.4%)
	任期制独自に設定した給与表等を適用	72 (20.7%)	12 (27.3%)	84 (21.5%)
	年俸制を適用	54 (15.6%)	7 (15.9%)	61 (15.6%)
	個人ごとにいずれか	89 (25.6%)	3 (6.8%)	92 (23.5%)
	合計	347 (100%)	44 (100%)	391 (100%)
准教授	他の教職員と同じ給与表等を適用	140 (40.9%)	22 (53.7%)	162 (42.3%)
	任期制独自に設定した給与表等を適用	68 (19.9%)	12 (29.3%)	80 (20.9%)
	年俸制を適用	50 (14.6%)	5 (12.2%)	55 (14.4%)
	個人ごとにいずれか	84 (24.6%)	2 (4.9%)	86 (22.5%)
	合計	342 (100%)	41 (100%)	383 (100%)
講師	他の教職員と同じ給与表等を適用	146 (42.9%)	23 (52.3%)	169 (44.0%)
	任期制独自に設定した給与表等を適用	66 (19.4%)	12 (27.3%)	78 (20.3%)
	年俸制を適用	47 (13.8%)	5 (11.4%)	52 (13.5%)
	個人ごとにいずれか	81 (23.8%)	4 (9.1%)	85 (22.1%)
	合計	340 (100%)	44 (100%)	384 (100%)
助教	他の教職員と同じ給与表等を適用	179 (50.9%)	20 (55.6%)	199 (51.3%)
	任期制独自に設定した給与表等を適用	67 (19.0%)	9 (25.0%)	76 (19.6%)
	年俸制を適用	48 (13.6%)	5 (13.9%)	53 (13.7%)
	個人ごとにいずれか	58 (16.5%)	2 (5.6%)	60 (15.5%)
	合計	352 (100%)	36 (100%)	388 (100%)
助手	他の教職員と同じ給与表等を適用	119 (46.1%)	19 (61.3%)	138 (47.8%)
	任期制独自に設定した給与表等を適用	51 (19.8%)	8 (25.8%)	59 (20.4%)
	年俸制を適用	37 (14.3%)	3 (9.7%)	40 (13.8%)
	個人ごとにいずれか	51 (19.8%)	1 (3.2%)	52 (18.0%)
	合計	258 (100%)	31 (100%)	289 (100%)

Q11（1）教員の年俸制の導入状況・（4）年俸制の導入の予定又は検討状況

年俸制については、本年度の調査では教員に限定して伺った。

教員の年俸制について、「導入している」とした会員は、191 会員（32.0%）で、10 年前より 10 ポイント以上増加している。

現在は導入していない会員のうち、年俸制を「導入予定」又は「検討中」と回答した会員は、30 会員（5.0%）だった。

グラフ Q11(1)・(4) 教員の年俸制の導入状況等（会員数の割合）

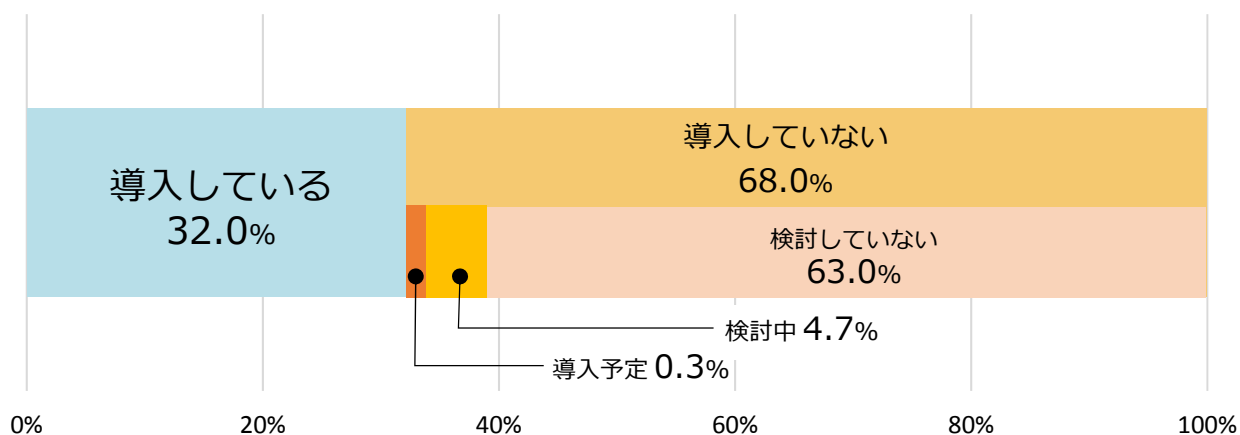


表 Q11(1)・(4)-1 年俸制の導入状況等

年俸制の導入状況等	教員	
	平成30年度	平成20年度
導入している	191 (32.0%)	129 (21.2%)
導入していない	406 (68.0%)	480 (78.8%)
導入予定	2 (0.3%)	
検討中	28 (4.7%)	
検討していない	376 (63.0%)	
合計	597 (100%)	609 (100%)

表 Q11(1)・(4)-2 教員の学校法人種別ごとの年俸制の導入状況等

年俸制の導入状況等	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等
導入している	163 (35.1%)	12 (35.3%)	16 (16.3%)
導入していない	302 (64.9%)	22 (64.7%)	82 (83.7%)
導入予定	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)
検討中	23 (4.9%)	2 (5.9%)	3 (3.1%)
検討していない	277 (59.6%)	20 (58.8%)	79 (80.6%)
合計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)

Q11（2） 年俸制適用者の有無

平成30年5月1日現在の教員の年俸制適用者の有無について、「適用者がいる」と回答があったのは、教授では93.7%、准教授では60.2%、講師では53.4%、助教では36.6%、助手では22.0%であった。

グラフ Q11 年俸制適用者の有無（会員数の割合）

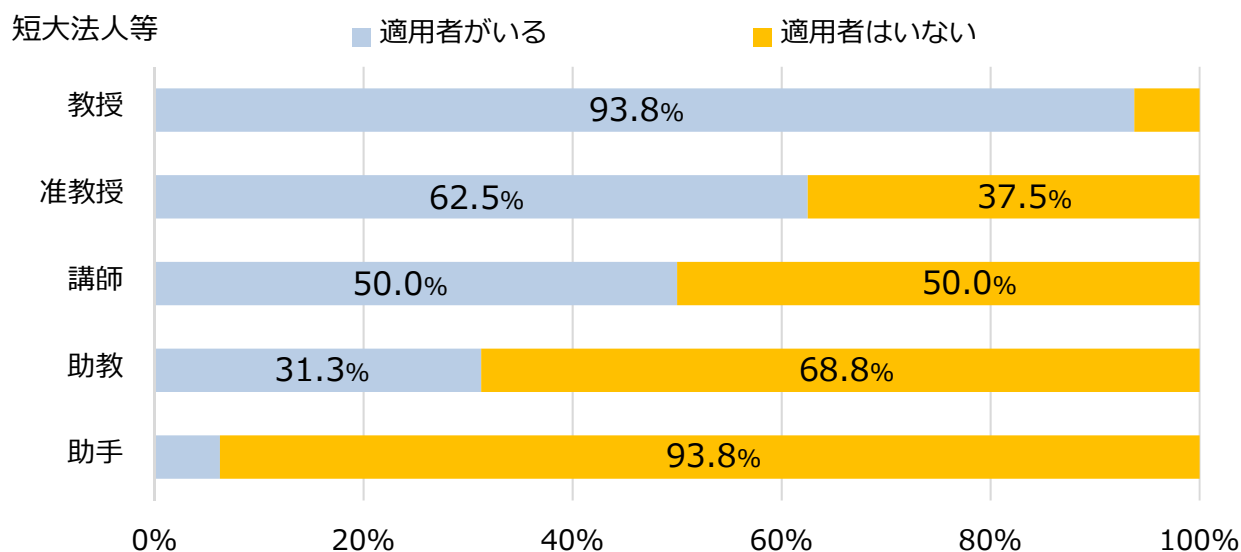
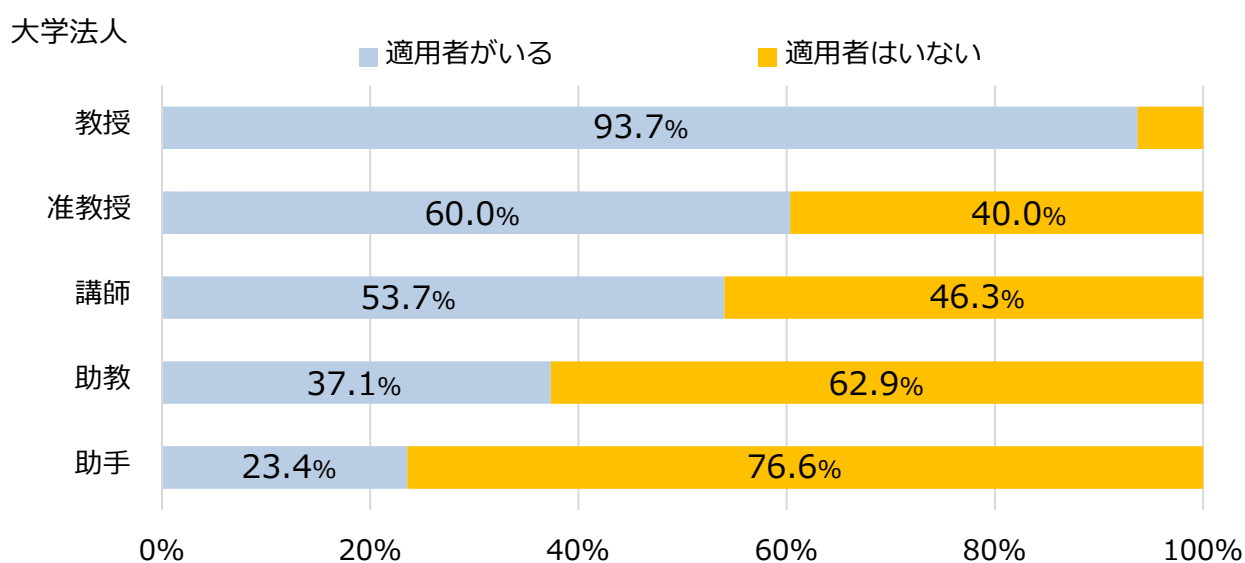


表 Q11(2) 年俸制適用者の有無

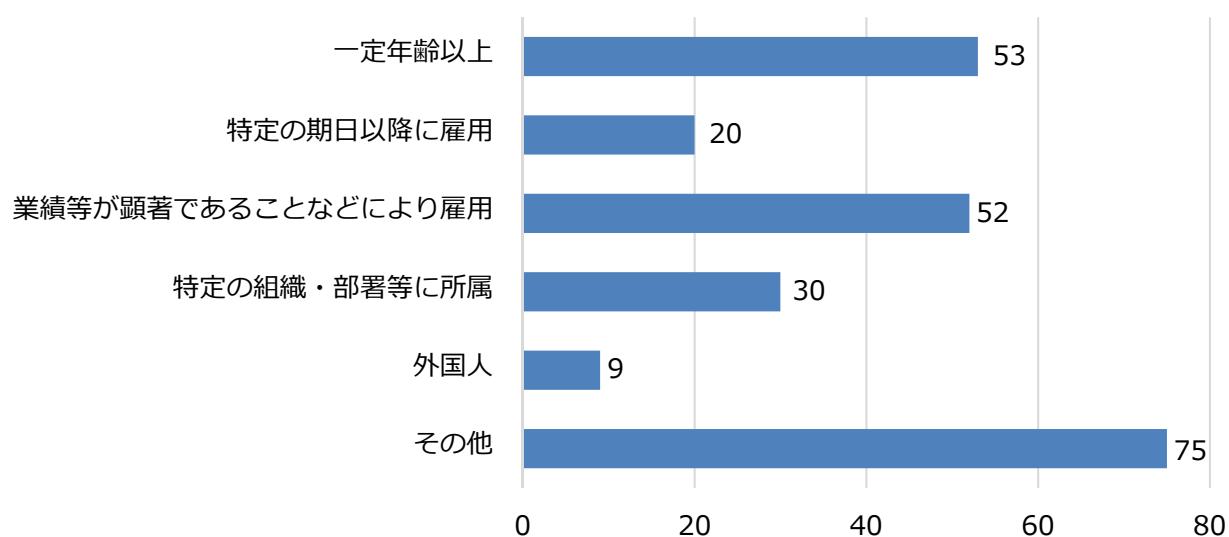
区分		平成30年度		
		大学法人	短大法人等	合計
教授	適用者がいる	164 (93.7%)	15 (93.8%)	179 (93.7%)
	適用者はいない	11 (6.3%)	1 (6.3%)	12 (6.3%)
	合計	175 (100%)	16 (100%)	191 (100%)
准教授	適用者がいる	105 (60.0%)	10 (62.5%)	115 (60.2%)
	適用者はいない	70 (40.0%)	6 (37.5%)	76 (39.8%)
	合計	175 (100%)	16 (100%)	191 (100%)
講師	適用者がいる	94 (53.7%)	8 (50.0%)	102 (53.4%)
	適用者はいない	81 (46.3%)	8 (50.0%)	89 (46.6%)
	合計	175 (100%)	16 (100%)	191 (100%)
助教	適用者がいる	65 (37.1%)	5 (31.3%)	70 (36.6%)
	適用者はいない	110 (62.9%)	11 (68.8%)	121 (63.4%)
	合計	175 (100%)	16 (100%)	191 (100%)
助手	適用者がいる	41 (23.4%)	1 (6.3%)	42 (22.0%)
	適用者はいない	134 (76.6%)	15 (93.8%)	149 (78.0%)
	合計	175 (100%)	16 (100%)	191 (100%)

Q11（3） 年俸制の適用となる要件等

年俸制の適用となる要件について、「一定年齢以上の者」が53 会員、「業績が顕著であることなどにより雇用した者」が52 会員、「特定の組織・部署等に所属」が30 会員であった。

「その他」の回答も75 会員からあり、その内容としては、特任教授などの「特定の職種」や、「教職員個人ごとに決定」との回答が多かった。

グラフ Q11(3) 年俸制の適用となる要件等（回答数、複数回答あり）



「その他」の内容内訳（回答数）

- ・全教職員（7）
- ・特任教授など、特定の職種（47）
- ・任期制教員（8）
- ・教職員個人ごとに決定（13）

(参 考)

平成 30 年度 退職金等に関する実態調査

調 査 票

平成 30 年度 退職金等に関する実態調査票

全ての設問にご回答ください。

<調査の回答方法及び回答期限>

・当財団 Web サイトから、7月6日（金）までにご回答ください。

・Web サイトをご利用いただけない場合は、本調査票に回答を直接ご記入いただき、当財団へ送付してください。

<調査票への記入方法>

・選択肢がある設問は、回答欄に番号を記入してください。

・ **記述** マークの部分は、回答内容を表の中にご記入ください。

・「その他」と回答した場合には、「その他記載欄」に内容をご記入ください。

維持会員基本事項（全ての項目に必ずご記入ください）

会 員 番 号							維持会員名	
所 属 部 課 名							回答記入者氏名	
入学定員数							名	

注) 入学定員数について

- ・平成 30 年度における大学院、大学、短期大学、高等専門学校各入学定員数を合計した人数をご記入ください。
- ・全学部、学科が対象ですが、学生募集を停止した学部、学科は除いてください。
- ・別科、通信教育課程、編入学定員は除いてください。

チェック欄	学校法人種別（該当するいずれかの項目のチェック欄にチェックをつけてください）
	1. 大学、大学院大学を設置している（医学部、歯学部を <u>設置していない</u> ）
	2. 大学、大学院大学を設置している（医学部、歯学部を <u>設置している</u> ）
	3. 短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学を <u>設置していない</u> ）

注) 大学、大学院大学を設置しており、併せて短期大学、高等専門学校を設置している学校法人は、1又は2としてください。

— 調査は次のページから —

<当財団への登録教職員について>

Q1 大学、短期大学、高等専門学校及び法人本部に所属し、学校法人の退職金規程等に基づき退職金を支給する対象となる教員・職員（以下「教職員」という。）の人数（平成30年5月1日現在。高校以下を除き、休職者を含む。）と、そのうち当財団へ登録している人数を教職員別にお答えください。

記述		
区分	退職金を支給する対象となる人数	左のうち、当財団へ登録している人数
教員	人	人
職員	人	人

<退職給与引当金及び退職給与引当特定資産について>

Q2 平成29年度の決算における学校法人全体の退職給与引当金と退職給与引当特定資産（引当特定預金等）の金額をお答えください。

なお、金額は貸借対照表に記載の金額をご記入ください。

記述	
退職給与引当金	退職給与引当特定資産
円	円

<定年制度について>

Q3 教職員の定年年齢を教職員別にお答えください。

定年年齢が複数設定されている場合には、適用者が最も多い年齢を記入してください。

なお、定年制がない、又は定年制を適用する教職員がない場合には、「0歳」と記入してください。

記述	
区分	定年年齢
教員	歳
職員	歳

Q4 定年退職後の継続雇用制度について、お答えください。

(1) 定年退職後の継続雇用制度を設けていますか。また、制度を設けている場合、平成30年5月1日現在、継続雇用制度を適用されている人数は何名ですか。教職員別にお答えください。

- ① 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としている）
- ② 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としていない）
- ③ 継続雇用制度を設けていない
- ④ その他（その他記載欄にご記入ください）

区分	回答番号	継続雇用を適用されている人数	その他記載欄
教員		人	
職員		人	

⇒ ①の場合は(2)へ、それ以外はQ5へ進んでください。

(2) 継続雇用制度の適用者に対する退職金は、以下のいずれに該当しますか。教職員別にお答えください。

- ① 採用から継続雇用期間の終了まで通算した在職期間による支給率を適用し、退職金を支給する
- ② 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「継続雇用期間による支給率」を適用し、退職金を別途支給する
- ③ 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「継続雇用期間に応じた定額の退職金」を別途支給する
- ④ 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「役割や勤務成績等を勘案し、個人別に異なる定額の退職金」を別途支給する
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区分	回答番号	その他記載欄
教員		
職員		

<退職金制度について>

Q 5 退職金の支給対象となるために必要な在職期間を教職員別にお答えください。

- ① 1年未満 ② 1年以上 ③ 2年以上
 ④ 3年以上 ⑤ 4年以上 ⑥ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q 6 退職金の算定方法を教職員別にお答えください。

- ① 退職金算定基礎額×支給率
 ② 退職金算定基礎額×支給率+特別功労金等^(注1)
 ③ 退職金算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等
 ④ ポイント制^(注2)
 ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

(注1)「特別功労金等」とは、長年にわたる精勤や役職としての職務遂行などの功労に対して付与するもの。

(注2)「ポイント制」とは、業績・成果・貢献度・勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間ごとに付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に1点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金とする方法のこと。

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

⇒ ④の場合はQ9へ進んでください。

Q 7 退職金算定の基礎としている俸給の月額(当財団に届け出る俸給月額)を教職員別にお答えください。

- ① 退職時の俸給（本俸）
 ② 本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（諸手当以外）
 ③ 本俸に諸手当を加える
 ④ 過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の俸給等の平均
 ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q 8 退職金の支給率は何を基準として定めていますか。教職員別にお答えください。

- ① 当財団の基準交付率又は現在の国家公務員の支給率を準用
- ② 当財団の従前交付率又は特例交付率を準用
- ③ 現在の地方公務員の支給率を準用
- ④ 独自の支給率
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q 9 退職金の支給対象となっていない者について、お答えください。

なお、本設問において、教職員は、定年退職後継続雇用されている者並びに TA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）、SA（スチューデントアシスタント）及び学生アルバイト並びに雇用期間が1年に満たず、かつ、その雇用期間が更新されない者を除きます。

(1) 平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間における、大学、短期大学、高等専門学校及び法人本部に所属する教職員のうち、退職金の支給対象となっていない教職員の割合（5 年間の平均）について、お答えください。

- ① 概ね 50%以上
- ② 概ね 30%以上 50%未満
- ③ 概ね 10%以上 30%未満
- ④ 概ね 10%未満

区 分	回答番号
教職員	

(2) 退職金の支給対象となっていない教職員の雇用形態について、次の中から該当するものをお答えください。（複数回答可）

- ① 任期制を適用している教職員
- ② 年俸制を適用している教職員
- ③ 非常勤（常時勤務することを要しない）教職員
- ④ 嘱託
- ⑤ その他（雇用形態又は職種等をその他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教職員		

(3) 退職金の支給対象とならない教職員の人数は、この5年間(平成25～29年度)で変化がありますか。

- ① 増加している
- ② 変わらない(年度ごとに増減はあるが5年間の傾向としては変動がないものを含む。)
- ③ 減少している

区 分	回答番号
教職員	

<教員への任期制の導入状況について>

Q10 教員への任期制の導入の状況についてお答えください。

なお、「任期制」とは、一定の任期を設定して雇用契約を締結する制度とし、定年退職後の再雇用教員、嘱託及び非常勤(常時勤務することを要しない)教員を除いてください。

(1) 教員について、任期制を導入していますか。

- ① 導入している
- ② 導入していない

回答番号

⇒ ①の場合は(2)へ、②の場合は(3)へ進んでください。

(2) 職名別(教授、准教授、講師、助教、助手)に、次の(A)から(D)までそれぞれお答えください。

(A) 任期制の適用範囲(制度として)

- ① 全部
- ② 一部
- ③ 適用なし

⇒ ①、②の場合は、(B)から(D)までお答えください。

(B) 任期の期間

- ① 1年
- ② 2年
- ③ 3年
- ④ 4年
- ⑤ 5年
- ⑥ 5年を超える期間
- ⑦ 複数設定

(C) 更新分を含めた任期制雇用の最長期間

- ① 5年以内
- ② 5年を超えて10年以内
- ③ 10年を超える

(D) 任期制を適用されている教職員の給与形態

- ① 他の教員と同じ給与表等を適用
- ② 任期制教員独自に設定した給与表等を適用
- ③ 年俸制を適用
- ④ 個人ごとに①から③のいずれかを適用

区分	回答番号			
設問 職名	(A)	(B)	(C)	(D)
教授				
准教授				
講師				
助教				
助手				

(3) 任期制の導入について、今後の予定をお答えください。

- ① 導入を予定している ② 導入を検討している ③ 導入を検討していない

回答番号

<教員への年俸制の導入状況について>

Q11 教員への年俸制の導入状況についてお答えください。

なお、「年俸制」とは、給与の全部又は一部を、当該教員の業務の実績や成果、勤務成績等の評価に基づき、年単位に設定する制度とします。

(1) 教員について、年俸制を導入していますか。

- ① 導入している ② 導入していない

回答番号

⇒ ①の場合は(2)へ、②の場合は(4)へ進んでください。

(2) 平成30年5月1日現在、年俸制を適用している教員がいますか。職名別（教授、准教授、講師、助教、助手）にお答えください。

- ① 適用者がいる ② 適用者はいない

職名	回答番号
教授	
准教授	
講師	
助教	
助手	

(3) 年俸制の適用となる要件等をお答えください。（複数回答可）

- ① 一定年齢以上の者
 ② 学校法人が定めた特定の期日以降に雇用した者
 ③ 業績等が顕著であることなどにより雇用した者
 ④ 特定の組織・部署等に属する者
 ⑤ 外国人
 ⑥ その他（要件又は職種等をその他記載欄にご記入ください）

回答番号	その他要件記載欄

(4) 教員への年俸制の導入について、今後の予定をお答えください。

- ① 導入を予定している ② 導入を検討している ③ 導入を検討していない

回答番号

— 調査は以上です。ご協力ありがとうございました。 —

平成 30 年度 退職金等に関する実態調査報告書

平成 30 (2018) 年 9 月 20 日

発 行：公益財団法人私立大学退職金財団

住 所：〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 10 階

TEL：03 - 3234 - 3361 (代表)

FAX：03 - 3234 - 3365

<https://www.shidai-tai.or.jp>

禁無断転載・転用